

仍テ本使ハ「タブリス」駐劄露國總領事ニ對シ既ニ斷乎タル命令ヲ發シ置キタルヲ以テ、全總領事ハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」總督ノ反政府的行動ヲ制止シ且「アゼルバイジャン」地方ヨリ有能ナル議員ヲ選出セシムル爲萬全ノ策ヲ講ズベキヲ保證シ、攝政ヲ安堵セシメタリ

而ルニ「ナスル」攝政ハ露國政府ノ好意的態度ヲ確信シツツアルモ、本使ヨリ再ビ「アゼルバイジャン」總督宛ニ通告ヲ發シ、「露國中央政府並ニ波斯政府間ニ完全ナル意見ノ一致存スルコト」並ニ「露國總領事館ノ命令ニ從ヒテ行動スベキコト」ヲ傳達セラレタキ旨述べタリ

「ナスル」攝政トノ右會談並ニ其他ノ資料ヨリ判斷スルニ波斯政府當局ハ「アゼルバイジャン」ニ於ケル國會選舉ノ執行並ニ「シヨウジア・エツ・ドウレ」總督ノ行動ニ對シ多大ノ意義ヲ附與シツツアル模様ナリ。而シテ既ニ本年四月四日附本使發電報第一四號ヲ以テ御報告申

上ゲタル如ク、此ノ機會ヲ利用シ以テ露國ノ權益問題ヲ有利ニ處理スベキ必要アリト思料ス。而シテ露國側ガ波斯ノ重大ナル國家的事業ニ協力スル以上、露國側トシテハ露國ノ正當ナル要求ニ對シ波斯側ガ舊ニ倍スル好意的態度ニ出ヅベキコトヲ期待シツツアル旨認識セシムルノ要アリ。而シテ波斯政府ハ「ウルミヤ」湖利權問題乃至ハ「ガウダ」道路利權問題ニ關シ再ビ反露的行動ニ出ヅル虞アルモ、本使ハ其ノ場合右ノ如キ調協的態度ニ出ヅル心組ナリ

本使ハ引續キ「ナスル」攝政ト會談ヲ進メタル處、全攝政ハ戴冠式終了一ヶ月後ニハ外遊ノ途ニ上ル豫定ナルヲ再ビ繰返シ、且右期日迄ニ總理大臣ノ適當ナル候補者ヲ物色スル必要アルヲ述べタリ。現首相「アラ・オツ・ソルタン」ハ高齡ノ爲メ困難ナル職務ニ堪へ得ザル趣ナリ。尙「ナスル」攝政ハ首相候補者ノ氏名ヲ明示セザリシモ、「タウンレイ」英國公使トノ會談ニ徵シテ明白ナル如ク、「モストウファイ・オル・ママレク」ガ首相候補ニ擬セラレツツアル模様ナリ。因ニ「モスト

ウフイ・オル・ママレク」從來露國ニ對シテ特ニ深キ好意的態度ヲ表明シタルコト無キモ、對露工作ニ於テ常ニ正當ナル態度ヲ持ツツアリタル人物ナルヲ以テ、露國側トシテハ全氏ノ出馬ニ反對スルコト不可能ナルベシ。加之「モストウフイ・オル・ママレク」ガ長期ニ亘リ執權スルヤ否ヤハ目下ノ處甚ダ疑問トスルトコロナリ
尙露國側ノ推薦セントスル首相候補タル「サアド・エド・ドウレ」ニ付一言スルニ、「タウンレイ」英國公使ノ見解ニ依レバ「サアド」ハ其ノ味方尠ク、且「ナスル」攝政自身モ之ニ反對シツツアルヲ以テ、實現ノ可能性ニ乏シキ趣ナリ。但察スルニ「タウンレイ」公使自身モ「サアド・エド・ドウレ」ニ對シテ深キ好意ヲ有シ居ラズ。從テ他ノ人物ヲ首相ノ地位ニ就カシメント企圖シツツアルモノノ如シ

一九一四年四月十一日
一 九 一 四 年 四 月 十 一 日
駐露公使ニコロストウエツ宛外務次官ホラートフ發電報

(第七五七號)

貴電第一三五號(註) 接到

駐露波斯公使「イサク・ハン」ハ波斯攝政ガ戴冠式後直ニ外遊ノ途ニ上ルベキコトヲ確信シ、後繼内閣ノ閣僚ニ付配慮スルノ必要アルヲ指摘シ、全時ニ「サアド・エド・ドウレ」ガ首相トシテ唯一ノ適任者ナル旨述べタリ。尙「イサク・ハン」公使ハ「サアド・エド・ドウレ」宛ニ書翰ニ於テ「イサク・ハン」公使ニ對シテ「サアド・エド・ドウレ」ノ有志ト接近スルノ必要アルヲ指摘シタル由ナリ
本電報ハ貴使ニ對スル個人的報告ノ性質ヲ有スルモノナレドモ、本官ハ貴使ガ「タウンレイ」公使ノ會談ニ於テ波斯後繼内閣ノ問題ニ付言セラレ、「サアド・エド・ドウレ」ノ利益トナルベキ證言ヲ「タウンレイ」公使ニ對シ示スコトヲ得バ有利ナリト思料ス

ニQ、外務次官ネラートフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第一七六號 一九一四年四月十九日)

貴電第一三五號(註)接到

本使ハ右電報ノ内容ニ關シ、「タウンレイ」英國公使ト會談セル處、全公使ハ「サアド」ニ付詳細調査スベキ旨述べタリ。但此ノ件ニ關シ全公使ハ口ヲ極メテ反對シツツアリ。右ハ「サアド」ノ人氣薄キコト、並ニ全人ガ首相トナル場合ニハ強力ナル内閣ヲ組織シ能ハザルコトヲ實證スルモノナルベシ

「タウンレイ」公使ノ見解ニ依レバ、目下後繼内閣ノ首班問題ヲ上程スルハ時期尙早ニシテ、國會ノ成立並ニ其ノ性質ノ判明スベキ時期ヲ待ツガ得策ナルベシトノコトナリ。而シテ右時期ニ至ラバ、如何ナル人物ガ首相候補者トシテ最適任者ナルヤモ判明スルニ至ルベシトノ趣ナル處、察スルニ「タウンレイ」公使ハ「コロストウフイ・オル・マ・マレク」ヲ首相候補者ニ擬シツツアルモノト解セラル

(註) 電報第七五七號(前掲十九參照)ノ談ナルベシ

二、テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務次官ネラートフ發電報

(第八三九號 一九一四年四月二十四日)

(私信)

波斯政府ハ露國外務省ト貴使トノ間ニ「サアド・エド・ドウレ」ノ件ニ付電報ノ交換行ハレツツアリタル趣ノ情報ヲ入手セリ。右ハ恐ラク英國公使館ヲ通ジテ入手セル情報ト思料セラルモノ、「ウストグツ・ドウレ」外相ヨリ駐露大使「イサク・ハン」宛ニ本日電報アリ。右電報ニ依レバ、「サアド・エド・ドウレ」ヲ首相候補者トシテ推薦ツタルコトハ專ラ「イサク」公使ノ責ニアリトシ、攝政其他ハ全公使ニ對

シ最大ノ不滿ヲ抱キツツアリトノコトナリ。「イサク・ハン」公使ハ自身ニテ右ノ如キ問題ヲ上程シタルコト無シト回答セリ。但後繼内閣ノ關係頗觸ヲ評議シタル際、他ノ候補者ノ外ニ貴使ハ「サアド・エド・ドウレ」ノ名ヲ舉ゲタルコトアリ。而シテ「イサク・ハン」公使ハ、「サゾノフ」外相ノ言明ニ徴シ、右ノ事實ヲ知り居ル次第ナリ。仍テ「イサク・ハン」公使ハ、貴使ガ最モ適當ト看做サルル方法ヲ以テ、不愉快。且「イサク・ハン」公使ノ身ニトリテ危険ナル右情報ニ付、「イサク・ハン」ヲ爲辯疏ノ勞ヲトラレタキ旨懇請シ來レリ。尙露國政府トシテハ「イサク・ハン」公使ノ立場ヲ安定セシムルノ方策ヲ講ズルコト必要ナリト思料ス。

ニニテヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務大臣サゾノフ發電報

（第一三〇六號 一九一四年六月十九日）

諜者ヨリノ電報ニ依レバ、「ウスーグツ・ドウレ」外相ハ辭表ヲ提出セル趣ナル處、當地駐劄「イサク・ハン」波斯公使モ之ヲ確認セリ。仍テ貴使ハ全力ヲ盡シテ「ウスーグツ・ドウレ」ヲ慰留シ、且其ノ辭表ヲ撤回セシムル様御取計相成度シ。

ニニ、外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

（三〇四號 一九一四年六月二十二日）

貴電第一三〇六號（註）

「ウスーグツ・ドウレ」外相ト會談シタル處、全外相ハ露國政府ノ配

願ヲ謝スルト全時ニ、辭表提出ノ原因ニ付左ノ通り述ベタリ。即チ「ウ
スーグツ」外相ハ協調主義ニ基キテ對列強政策ヲ樹立セント努力セル
處、閣僚中ニ之ニ反對スル者アリ。右意見對立ノ結果辭職スルコトト
ナリタル事ナリ

尙現總理大臣ハ閣僚統率ノ能力ヲ有セズ、且威信モ失墜シ居ル處、一
方攝政モ一般政務ニ冷淡ニシテ、「ウスーグツ」外相ノ辭任ニ對シテ
モ戴冠式ノ一ヶ月前ニ既ニ同意ヲ表明シタル由ナリ

仍テ「ウスーグツ・ドウレ」外相ハ全外相ノ地位維持ニ付固執スルコ
トハ無益ナルヲ以テ、閣下（「サゾノフ」外相）ニオカレテモ右ノ如
キ措置ニ出デザルベキ様懇願致居ル次第ナリ。且不評ナル現内閣ハ戴
冠式後ニ總辭職スベキ苦ナルヲ以テ、其ノ閣僚トシテ止ルコトハ「ウ
スーグツ」外相ノ今後ノ名譽ヲ毀損スルニ至ルベシトノコトナリ。而
モ戴冠式ハ既ニ二週間後ニ切迫セリ

現内閣ノ閣僚ガ露國側ニ對シ敵意ヲ抱キツツアル以上、「ウスーグツ」

外相ノ存在ハ露國側ニトリテ效果渺キコトナルヲ以テ、「ウスーグツ」
外相ノ右見解ハ正當ナルモノト看做シ得ベシ。而モ戴冠式後ニ新内閣
成立スル場合ニハ、「ウスーグツ」ハ必ズ入閣スルニ至ル可ク、且英
國公使館モ「ウスーグツ」ノ入閣ヲ希望シツツアリ

（註）前掲二十二參照

二四 外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使コロストウエツ發電報

（第三〇七號 一九一四年六月二十五日）

波斯内閣ノ危機ハ恐ラク戴冠式ニ至ル迄、即チ波斯國王ガ新内閣ヲ任
命スルニ至ル迄繼續スルモノト思料セラル。攝政ガ任命セントシツツ
アル閣僚顔觸ヲ擧グレバ、「モストウファイ・オル・ママレク」（首相）

「ムシーレツ・ドウレ」・「モータメノル・モリク」・「モフベレツ・ソルタネ」等ナリ。「ウスーグツ・ドウレ」ハ右閣僚候補者中ニ支持者ヲ有セザル爲、又「サベフダール」ハ餘リニ公然ト親露的立場ヲ表明シタル爲、臺閣ニ列スル機會ヲ有セザルモノノ如シ。「タウンレイ」英國公使ハ新内閣ヲ支持シツツアリ。而シテ新内閣ハ其ノ政務遂行上協調主義ヲ以テ臨ムニ至ル可ク、從テ露國側ハ之ニ對シテ原則的ニ反對ヲ表明スルコトハ不可能ナルベシ。尙新内閣ノ政策ハ其他ノ施政方針ニ於テハ從來ト何等變ルコト無シ。

元老院ニ關スル規定ハ、攝政ノ命ヲ受ケテ、「ムシーレツ・ドウレ」之ヲ起草シタルモノナル處、新國會ハ「タウンレイ」英國公使ノ言ニ依レバ、右元老院同様ニ反動的ナルベシトノコトナリ。

尙「ウスーグツ・ドウレ」ハ外務大臣トシテ引續キ其ノ地位ニ止ルコトヲ頑トシテ拒否シツツアルヲ以テ、「アラ・オツ・ソルタネ」ガ臨時外務大臣ノ事務ヲ取扱フコトトナルベシ。本使ノ個人的見解ニ依レ

バ、攝政ノ立案セル右新内閣短命ヲ豫想セラルルヲ以テ、新内閣ノ成立ニ反對スルコト、並ニ波斯政府及英國側ノ反對ヲ押シテ「サアド・エド・ドウレ」ヲ首相ニ推スコトノ必要無シト思料セラル。而シテ總テハ波斯側自身ニテ「サアド」ヲ首相候補ニ擬スルニ至ルベシ。

二五 テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務大臣サゾノフ發電報

(第一三六七號 一九一四年六月二十六日)

貴電第三〇四號(註) 接到

右電報中ニ述ベラレタル見解ニ基キ、露國政府ハ「ウスーグツ・ドウレ」外相ガ一時辭職スルコトニ同意ス。但露國政府ハ「ウスーグツ・ドウレ」ガ近キ將來ニ於テ再ビ臺閣ニ列スルニ至ル可キヲ切ニ待望ス

ルモノニシテ、右時期ノ到達スル迄進ンデ全人ヲ支持スルノ態度ニ出
ツベシ

(註) 前掲二十三參照

二六 外務省第一局宛タプリズ駐劄總領事オロロフ發電報

(第五〇〇號 一九一四年六月二十七日)

「アゼルバイジャン」總督「シヨージア・エツ・ドウレ」ハ「アゼル
バイジャン」ニ於テ戴冠式ノ祝賀祭ヲ行フベシトノ命令ヲ内務省ヨリ
受ケタル處、全總督ハ右命令ヲ履行スベキカ、或ハ此ノ機會ヲ利用シ
波斯政府ヲシテ「アゼルバイジャン」ノ意義ヲ再認識セシムベキカニ

付、露國側ノ意見ヲ徵シ來レリ。而シテ後者ノ方法ヲ選ブ場合ニハシ
ヨージア・エツ・ドウレ」ハ「誰ガ國王ヲ選ビ、誰ガ即位セシムルヤ、
且舊來ノ波斯慣習法ニ基キ居ルヤ否ヤ」ニ付波斯政府宛ニ質問ヲ發シ、
其ノ回答ノ如何ニ依リテハ祝賀祭ヲ取止ムル旨内務大臣宛ニ通告スル
ニ至ルベシ

二七 テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛中東部長クレーム發電報

(第一三八五號 一九一四年六月二十九日)

「タプリズ」駐劄總領事「オロロフ」發電報第五〇〇號(註)ニ關シ
「アゼルバイジャン」總督「シヨージア・エツ・ドウレ」ハ勿論戴冠
式ノ祝賀舉行ヲ拒否スベキニ非ズ。露國政府モ逼迫セル對波斯政府關

係ヲ緩和セシメ、且露國總領事館ニ對スル新ナル非難ヲ避ケンガ爲、
 戴冠式舉行ニ贊意ヲ表シタル次第ナリ
 仍テ貴使ハ右ニ付反對意見ヲ有シ居ラズトセバ、「オルロフ」總領事
 ニ對シ然ル可キ命令ヲ發セラレタシ

二八、テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務大臣サゾノフ發電報

(第一四〇〇號 一九一四年七月一日)

貴電第三〇七號 (註) 接到

本官ハ波斯國王ガ自ラ閣僚ヲ詮衡シツツアルコトニ付反對スベキニ非
 ズトノ貴見ニ贊意ヲ表スルモノナリ。但波斯當局ニ對シ「ウスーグツ
 ・ドウレ」外相ノ留任ヲ希望スル旨傳達スルコト必要ナリ

尙貴使ハ「タウンレイ」英國公使ト交渉シ、波斯攝政ノ詮衡ニ係ル閣
 僚ガ不適當ナル旨注意セラレタシ。特ニ「ムフベルレツ・ソルタネ」
 ハ有名ナル親獨主義者ニシテ、露國側ハ之ヲ「タブリス」地方ヨリ會
 テ放逐スルニ多大ノ力ヲ致シタルコトアリ

(註) 前掲二十四參照

二九、外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第三二五號 一九一四年七月三日)

「イスファハン」ニ左ノ通打電セリ

貴電第六七二號 (註) 接到

選舉事務ニ干涉セザルコトヲ正當ナリト思料ス。選舉干涉ハ國會選舉

ニ對スル露國ノ反對行爲ト看做サルルコト必至ナルベシ
 (註) 外務省第一局宛「イスファハン」駐劄領事「ブレオブラジエ
 シスキ」一發電報ニシテ、「イスファハン」地方ニ於ケル國會
 選舉ノ情況ヲ報告シ併セテ訓令ヲ仰ギタルモノナリ

三〇、外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發特使便
 (第四二號 一九一四年七月三日)

本年六月五日ヨリ七月三日ニ至ル期間中ニ於ケル「テヘラン」ノ狀況
 概觀左ノ通報告ス

附 錄

△一九一四年六月五日ヨリ七月三日迄ノ「テヘラン」情勢概觀、

頭書ノ期間中ニ於ケル波斯政府ノ活動ハ専ラ地租徵收ニ付、露國公
 使館當局ニ對シ抗爭セントスルコトニ重點ヲ置キタル觀アリ。而シ
 テ右反露運動ハ「テヘラン」駐劄ノ全外國公使館ガ之ヲ煽動シタル
 モノニシテ、其ノ内若干ノ公使館ハ露國ノ波斯獨立侵犯ヲ列舉セル
 對露覺書ノ起草ニ迄直接參加シタル次第ニシテ、波斯政府ハ之ガ爲自
 信ヲ強メ外交團ノ支持ニ依リテ勝利ヲ獲得スルト全時ニ、地租徵收
 手續ヲ舊ニ復シ、白耳義人官吏ヲシテ之ヲ徵收セシムルコト可能ナ
 ルベシト確信セリ

而ルニ露國側ハ波斯政府ノ右要求ニ對シテ徹底的反撃ヲ加ヘ、且露
 國及波斯兩國間ノミニ關スル問題ニ付、外交團ノ助力ヲ求メタル不
 遜ナル態度ヲ非難シタル結果、波斯政府ハ益ク意氣消沈スルニ至レ
 リ。加之豫想セラレタル如ク大部分ノ外國使臣ハ其ノ秘密行動ノ不
 成功ヲ豫見シテ、煽動工作ヲ中止スルニ至レリ。而シテ其ノ結果波
 斯外相「ウスーグツ・ドウレ」ハ六月二十八日ニ辭表ヲ提出シタル

處、波斯國王ノ希望ニ應ジ戴冠式迄留任スルコトナレリ
 新内閣ニ關スル問題ハ未ダ全面的解決ヲ見ルニ至ラズ。而シテ差當
 リ判明セル處ニ依レバ、波斯國王ハ戴冠式後「モストウフイ・オル
 ママレク」ニ後繼内閣ノ組織ヲ委任セントシツツアリ。「ナスロル
 ・モルク」攝政ハ後繼内閣ノ首相ニ「モストウフイ・オル・ママレ
 ク」ヲ極力推薦シツツアル處、其ノ理由ハ「サアド・エド・ドウレ」ハ攝
 ノ進出ヲ恐レツツアル爲ナリ。即チ「サアド・エド・ドウレ」ハ攝
 政ノ外遊後ニ於テ後繼内閣ノ首班タラントシ、執拗ナル活動ヲ繼續
 中ノ處、全人ノ人望ハ日ニ低下ノ一路ヲ辿リツツアリ。「サア
 ド・エド・ドウレ」ハ性格弱ク、全ク活動ニ乏シキ人物ニシテ、波斯
 ニ於ケル其ノ位置ハ今ヤ全ク顛落スルニ至レリ。尙「ナスロル・モ
 ルク」攝政ハ近々外遊ノ途ニ上ルベキ筈ノ處、其ノ期日ハ攝政自ラ
 新曆八月五日ト豫定セラレタリ
 戴冠式ノ準備ハ着々ト進行中ニシテ、市内ニ於テハ國王ガ國會ニ赴

クベキ通路上ニ「アーチ」建設セラレ、且家屋ハ裝飾ヲ施サレツツ
 アリ。尙自國政府ヨリ戴冠式參列ノ特命全權使節ヲ委任セラレタル
 各國公使ハ、既ニ屢々波斯國王ニ謁見シ、種々ノ獻上品並ニ勳章ヲ
 捧呈セリ。即チ土耳其、白耳義及西班牙ヨリハ勳章捧呈セラレ、露
 國、英國其ノ他諸國ヨリハ各種ノ獻上品捧呈セラレタリ
 尙「ナスロル・モルク」攝政ノ主張ニ依リ國王ハ戴冠式ノ第一日ニ
 國會ニ於テ憲法宣誓ヲ行フコトナリタルモ、新ニ選出セラレ
 タル國會議員ハ極メテ少數ナルヲ以テ、舊國會議員中ヨリ定員數ヲ
 召集スルコトトナルベシ。但此ノ件ニ關シテハ目下ノ處何等政府
 ノ命令發セラレズ。而シテ國會ニ於ケル國王ノ宣誓ハ閣僚、一般來
 賓並ニ外交團列席ノ上行ハルベキモノト思料セラル
 尙特ニ重要ナラザルモ其他ノ事件ヲ列舉スレバ左ノ如シ

△六月五日

「ヘブライ」人居留民團ノ國會議員選舉終了シ、豪商「ケイ・ホス

ロー」選出セラレタリ尙當日新任知事「ネーメツ・ソルタネ」任地
「ローレスタン」ニ向ケ出發セリ

△六月八日

露國系「グルジャ」人（複數）ハ「エンゼリ」ニ於ケル波斯割引貸
付銀行ヲ襲撃セリトノ報道「テヘラン」ニ到達セリ。尙右「グルジ
ヤ」人ハ數日後「タルイシアフ」ニ於テ逮捕セラレタリ

△六月十日

豫言者祝祭日ノ爲メ「テヘラン」ニ於ケル諸官廳並ニ市場休業セリ

△六月十四日

「イスファハン」市ニ於テ民主黨員指導者ノ「スレイマン・ミルザ
國會議員ニ當選セル旨ノ報道ニ接シタリ
尙全人ハ未ダ會テ「イスファハン」ニ居住シタルコトナシ

△六月十五日

獨公使館員「ヘンチンダ」氏並ニ目耳義公使館付書記官「ジュルセ

ル」氏自動車ニテ「イスファハン」ニ向ケ出發セリ

前者ハ有名ナル策動家タル「ピュジエン」博士ノ疑ハシキ權利ヲ擁
護センガ爲メ全地ニ出發シタルモノニシテ、「ピュジエン」博士ハ
獨逸官憲ノ庇護ノ下ニ「イスファハン」地方ニ於ケル所有地ノ不正
貸付ヲ行ヒツツアルモノナリ

△六月十九日

露國公使館員「バーフ」、
「チエクマレフ」及「リソフスキー」ハ
自動車ニテ「イスファハン」ニ向ケ出發シ、全市ニ四日間滞在セリ
△六月二十三日

猶太人居留民團ノ國會議員選舉終了シ「ルークマン」當選セリ。尙
「アルメニヤ」人居留民團ハ國會議員選舉執行ヲ拒否セリ

×

尙言論機關ニ關スル事件トシテハ、六月五日附「ラード」紙ハ南波
斯ニ於ケル憲兵無用論ヲ主張セル「タイムス」紙ノ記事ニ付遺憾ノ
意ヲ表明セリ。即チ全紙ハ英國側ガ瑞典人憲兵隊ヲ英國人憲兵隊ト

交替セシメントスル意圖アルヲ喝破シ、波斯ノ獨立保護ニ對スル英國當局ノ配慮ヲ喚起セリ。次イデ六月八日附全紙ハ石油利權保護ヲ目的トスル英國軍隊派遣ニ關スル「グレイ」外相ノ聲明ヲ駁論シ、波斯政府ハ目國ノ力ヲ以テ國內治安ノ維持ヲ可能トスベク、且其ノ資金ヲ有スル旨聲明セリ

三一、外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第三三五號 一九一四年七月六日)

貴電第一四〇〇號並ニ第一四〇一號(註) 接到

「ウスーグツ・ドウレ」外相ハ波斯國王ノ希望ニ應ジ戴冠式ニ際スル内閣ノ混亂ヲ強化セザル爲メ、右式典迄ハ名目上大臣トシテ止ルコトニ同意セルモ、外務省管掌事務ハ之ヲ次官ニ譲リ、自ラハ政務ニ從事

シ居ラズ。加之波斯國王並ニ攝政ハ露國側ガ彙ニ内示シタル提案ノ公式提出、並ニ檢討ノ延期方ヲ依頼シツツアルヲ以テ、新内閣ノ組織判明スルニ至ル迄ハ「ウスーグツ・ドウレ」外相ト交渉ヲ進ムルモ無益ナルベシト思料セラル

(註) 前掲二十八參照

三二、外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第三三八號 一九一四年七月六日)

露國勢力地帯内ニ於ケル各領事館宛ニ左ノ通打電セリ
地方長官ハ戴冠式當日ノ慶祝ニ對シ忠實ナル態度ニ出ツベキ様御指圖相願度シ。尙露國ノ勢力伸長上有效ナルヲ以テ然ル可ク町重ナル祝電ヲ發スルコト必要ナリ

第九章 波斯地方情勢ト露國ノ外交工作

(イ) 「ケルマンシヤ」情勢

一、外務大臣サソノフ宛駐露英國大使館發覺書

(一九一四年七月一日)

英國政府ハ曩ニ「ケルマンシヤ」駐劄英國領事ヨリ報告書ヲ入手シタル處、右ニ依レバ「ケルマンシヤ」市及ビ「ケルマンシヤ」州ハ英國ノ合法的貿易ニ對シ重大ナル損害ヲ及ボサントスル情勢下ニ在リ(註一)

尙「ケルマンシヤ」ニ於テハ目下國會選舉行ハレツツアル處、選舉區ハ總督ノ主張ニ依リテ包圍セラレ、市場モ閉鎖セラレ、且双方共ニ武装ヲ爲シ居ルヲ以テ暴動勃發ノ虞アリ。加之「セルダール・エクレム」ハ武装化セル部隊ヲ率キテ「ケルマンシヤ」州内ニ侵入セリ。

其ノ目的ハ通商路ノ安全ヲ保證シツツアリタル地方豪族ヲ攻撃セントスルモノナルベシ。而シテ輸送路ノ不安ナル爲メ一萬梱ノ商品ハ國境ニ抑留セラレツツアリ。其ノ結果「マンチエスター」ト貿易ヲ行ヒツツアル商人ハ破産ニ瀕スルニ至ルベシト思料セララル(註二)

「テヘラン」駐劄英國公使ハ此ノ件ニ關シ波斯政府ニ對シ申入ヲ爲シタル處、一方駐露英國大使ハ「グレイ」外務大臣ヨリ「ケルマンシヤ」地方ノ情勢ニ付露國外務大臣閣下ニ報告シ、且商品ノ抑留並ニ通商杜絶ノ豫防ノ爲メ、英國側ニ對シ援助ヲ與フベシトノ訓令ヲ「テヘラン」駐劄露國公使並ニ「ケルマンシヤ」駐劄露國領事宛ニ發セラレタキ旨、懇請スベシトノ訓令ヲ受ケタル次第ナリ

(註一)「グレイ」外務大臣ハ六月三十日附電報第三一三號ヲ以テ駐露大使「ベンケンドルフ」ニ對シ「露國政府ヲシテ「ケルマンシヤ」駐劄露國領事宛ニ然ル可キ訓令ヲ發セシムル様盡力セラレタシ」ト電令セリ

(註二) 後掲五参照

二、外務大臣サソノフ宛駐英大使ベンケンドルフ發電報

(第一八八號 一九一四年七月一日)

「グレイ」英國外務大臣ガ本使ニ對シ述ベアル處ニ依レバ、從來「ケルマンシヤ」地方ニ於ケル通商路ハ大體安全ヲ保證セラレツツアリタル處、最近ニ至リテ多大ノ侵害ヲ蒙リ、加之「ケルマンシヤ」地方總督ハ通商路ノ復興方法ヲ講ゼザル趣ナリ。而シテ「グレイ」外相ハ全外相ガ英國領事宛ニ發シタル訓令ニ對シ、露國領事側ヨリ協力工作ニ出デラレタキ旨懇請シ來レリ
「グレイ」外相ノ言ニ依レバ、英國商品ノ抑留ハ極メテ多量ニ上リ、

爲ニ「マンチエスター」ト取引中ノ商家ハ破産ニ瀕シツツアル趣ナリ而シテ本件ニ關シテハ議會ニ於テ質問アルベシト豫想セラルルモ、刻下ノ情勢下ニ於テハ右ニ對スル答辯頗ル困難ニシテ、一般的見地ヨリ見テ質問ヲ避ケタキ趣ナリ
尙「グレイ」外相ハ既ニ本件ニ付「ヒューケナン」駐露大使宛ニ打電セリ(註)

(註) 前掲一参照

三、ケルマンシヤ駐劄領事ニコリスキー宛外務省第三政治局

參事官フレイム發電報

(第一四一七號 一九一四年七月二日)

本電報ハ「テヘラン」ニ轉電セリ

英國政府ハ「ケルマンシヤ」地方總督ガ國會選舉ニ反對シツツアル結果、全地方ニ於テ重大ナル暴動勃發ノ虞アル旨通告シ來レリ（註）。尙之下全時ニ「セルダール・エクレム」ハ通商路ノ安全ヲ確保シツツアリタル地方豪族ヲ攻撃セントスル目的ノ下ニ、「ケルマンシヤ」州内ニ侵入シタル趣ニシテ、之ガ爲メ一萬梱ノ商品ハ國境ニ抑留セラレ「マンチエスター」ト取引シツツアル商人ハ破産ニ瀕シツツアル由ナリ

英國政府ハ商品ノ抑留ヲ解除シ、且通商關係ヲ維持センガ爲メ波斯當局ヲシテ然ル可キ手段ヲ講ゼシメントシツツアリ。而シテ右工作ニ付露國側ノ積極的支援方ヲ求メ來レリ

（註）前掲一及二參照

四、駐英大使ベンケンドルフ宛外務大臣サソノフ發電報

（第一四二六號 一九一四年七月三日）

貴電第一八八號（註一）接到

露國政府ハ「ビューケナン」英國大使ヨリ「ケルマンシヤ」事件ニ關スル覺書ノ手交ヲ受ケタル爲、直ニ「テヘラン」駐劄公使並ニ「ケルマンシヤ」駐劄領事宛ニ訓令ヲ發シ、英國出先官憲ニ對シ全面的援助ヲ爲スベキコト、並ニ英國側ノ對波斯申入ニ協力スベキコトヲ命ジタリ（註二）

（註一）前掲二參照

（註二）前掲三參照

五、外務省第三政治局宛ケルマンシヤ―駐劄領事代理ドルゴボロフ
發電報

(第三七九號 一九一四年七月六日)

貴電第一四一七號(註) 接到

英國政府ヨリノ通牒ニ依レバ、「セルダール・エクレム」ノ「ケルマ
ンシヤ―」侵入事件ハ國會選舉ニ對スル總督ノ反對行動ニ基クモノナ
ル如クナルモ、右ハ全ク事實無根ニシテ事實ハ之ト反對ナリ。即チ英
國側ノ奸計並ニ「フアルマン・フアルマ」總督ノ秘密支援アリシ爲メ
穩健派ハ豫想以上ノ敗北ヲ喫シ、露國側ニ敵意ヲ抱キツツアル民主黨
員四名當選シタル次第ナリ

「セルダール・エクレム」ガ「ケルマンシヤ―」ニ來リタル目的ハ其
女婿タル「ケリブラ」縣知事「スレイマン・ハン」ヲ救援セントスル
ニアリ。尙「スレイマン・ハン」ハ其ノ甥「アツバス・ハン」ノ爲ニ
「ケリブラ」ヨリ放逐セラレタルモノナル處。右「アツバス・ハン」

ハ「センジアヒ」族ノ支援ヲ得ツツアル人物ナリ。而シテ英國人側ハ
「センジアヒ」族ヲ以テ「ボシユテ・コウ」州ノ如キ獨立ノ州ヲ
構成セント圖リツツアル次第ナリ
英國領事「マクドアル」ハ露國ノ勢力地帯タル「ケルマンシヤ―」ニ
駐劄シツツアルコトヲ全ク無視シ、且露國領事館當局トノ協力ヲ拒否
スルノ態度ニ出デツツアリ
仍テ露國ノ權益ヲ無視セザルコト、並ニ「センジアヒ」族トノ關係ヲ
斷ツベキコトヲ「ケルマンシヤ―」英國領事宛ニ訓令スベキ様、英國
政府ニ依頼スルノ必要アリト思料ス
尙本官ハ露國側ノ競争相手タル「マンチエスター」當業者問題ノ惡化
ヲ恐ルルモノニシテ、英國領事ガ正式ニ本官ニ對シ依頼シ來ル迄ハ英
國貿易ノ保護手段ヲ講ズルノ必要ナキモノト思料ス。而モ英國商品ノ
抑留ハ掠奪ヲ避ケントスル英國自身ノ利益ニ基キ行ハレタルモノニシ
テ、之ニ關シ英國側ガ苦言ヲ提スルハ意味無キコトナルベシ

尙當地方ノ情勢ハ極メテ逼迫シツツアルヲ以テ、露國人將校ヲ含ム波斯「コサツク」部隊ヲ「ハマダン」ヨリ「ケルマンシヤ」ニ派遣スルノ必要アリ

(註) 前掲三參照

六、外務省第三政治局參事官クレーム宛駐露英國大使ビユーケナン

發書簡

(一九一四年七月十七日)

本使ハ去七月一日「サゾノフ」外務大臣宛ニ「ケルマンシヤ」ノ情勢ニ關スル覺書ヲ手交シタル處、「サゾノフ」閣下ハ現地ノ露國領事宛ニ電報ヲ發セラルベキ旨誓約セラレタリ。而ルニ今回本使ハ「サゾ

ノフ」外務大臣宛ニ左ノ通り通告スベシトノ訓令ヲ受ケタリ。即チ「ケルマンシヤ」ニ於ケル情勢ハ英國ノ利益ニ反スルコト多大ナルモノアリ。且露國領事ノ行動ハ右情勢改善ノ爲ノ一切ノ工作ヲ妨害シツツアル趣ナリ。而シテ露國領事ハ總督ノ賜暇旅行ヲ禁止シ、且市場ノ閉鎖ヲ行ハントシツツアル由ナリ

仍テ本使ハ本國政府ヨリノ訓令ニ基キ「ケルマンシヤ」駐劄露國領事宛ニ嚴重ナル命令ヲ發セラレシコトヲ「サゾノフ」外務大臣閣下ニ要求スル次第ナリ。而シテ英國政府ハ刻下ノ重大ナル歐洲危機ニ際シ露國政府ヲ支持センガ爲メ努力シツツアル時、波斯駐劄露國領事ガ斯ル反英的態度ニ出デツツアルコトハ本使ノ最モ遺憾トスルトコロナリ

「サゾノフ」外務大臣閣下ハ他ノ重要ナル事件ニテ御多忙ノコトト思料セララルヲ以テ、本使ハ貴官宛ニ本書翰ヲ提出ス
貴官ヨリ貴國領事宛ニ然ル可キ訓令ヲ發セラレシコトヲ切望ス

(註) 前掲一参照

セ、テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務大臣サゾノフ發電報

(第一五六三號 一九一四年七月十七日)

貴電第三五一號(註一) 接到

貴使ハ義ニ「ヴアドボリスキー」公ニ對シ露國人將校ヲ含ム波斯「コサツク」部隊ヲ「ハマダン」ヨリ「ケルマンシャー」ニ速刻派遣スベキコトヲ提議セラレタル處、本大臣ハ貴使ノ提言ニ對シ同意ヲ表明スルモノナリ

尙英國政府ハ「ケルマンシャー」ニ於ケル逼迫セル情勢並ニ「ドルゴボロフ」領事代理ノ行動ニ付再ビ抗議ヲ提起シ來レリ。而シテ右抗議

ニ依レバ「ドルゴボロフ」領事代理ハ恰モ總督ノ旅行ヲ妨害シ且市場ノ閉鎖ヲ爲シタルガ如ク看做サレツツアリ(註二)。

仍テ貴使ハ「ドルゴボロフ」領事代理宛ニ係争排除手段ニ付斷乎タル命令ヲ發スル。同時ニ「一萬英國側ニ於テモ自國領事宛ニ露國領事ト協力センコトヲ命令スル様」
「タウンレイ」英國公使ニ依頼セラレタシ

(註一) 「サゾノフ」外務大臣發本電報ハ「ウルミヤ」湖問題ニ關スル「コロストヴエツ」公使發電報第三五一號ニ對スル復電ニハ非ズシテ、七月十二日附全使發電報第三四六號ニ對スル復電ナリ

「コロストヴエツ」公使ハ右電報中ニ於テ「ケルマンシャー」ニ軍隊ヲ派遣スベトノ「ドルゴボロフ」代理領事ノ意見ニ同意ヲ表シ、「コサツク」ハ目下ノ處「ハマダン」ニ於テ全く無活動ノ状態ニアルヲ以テ之ヲ「ケルマンシャー」ニ派遣シ得ベシト述ベタリ

(註二) 前掲六參照

八、駐露英國大使ビユーケナン宛露國外務省發覺書

(一九一四年七月十八日)

露國政府ハ去七月一日閣下ヨリノ覺書(註一)ニ接スルヤ、直ニ「テヘラン」駐劄公使並ニ「ケルマンシヤ」駐劄代理領事宛ニ電報ヲ發シ(註二)、「ケルマンシヤ」地方ニ於ケル治安回復ノ爲メ可能ナル手段ヲ講ズベキコトヲ命ジタリ
而ルニ「ケルマンシヤ」駐劄代理領事「ドルゴボロフ」ヨリ左ノ如キ復電到着セリ(註三)。右復電ニ依レバ「セルダール・エクレム・ハン」ノ「ケルマンシヤ」到來ガ總督ノ國會選舉妨害ニ基クモノナ

リトノ思料ハ正シカラズ。事實ハ之ト全ク反對ニシテ選舉ハ無事施行セラレ、其ノ結果穩健派ハ敗北シ露國ニ對シ敵意ヲ抱キツツアル民主黨員四名選出セラレタリ

次ニ「セルダール」ガ「ケルマンシヤ」地方ニ來リタル目的ハ其ノ女婿タル「スレイマン・ハン」ヲ援助セントスルニアリ。尙「スレイマン・ハン」ハ「ケリブラ」縣知事ニシテ「センジアビ」族ノ支援下ニアル其ノ甥「アツバス・ハン」ノ爲ニ其ノ任地ヲ追ハレタルモノナリ

但「ケルマンシヤ」駐劄領事代理「ドルゴボロフ」ハ全地方ノ情勢險惡ナルヲ認メ「ハマダン」地方ヨリ波斯「コサツク」部隊ヲ派遣セシコトヲ主張シ來レリ

「コロストヴエツ」公使モ「ドルゴボロフ」ノ右意見ヲ採擇シタル爲メ、「コサツク」旅團長宛ニ既ニ然ル可キ命令發セラレタリ。而シテ右部隊ノ到着ニ伴ヒ「ケルマンシヤ」地方ノ安寧秩序ハ容易ニ回復

セラルベシ

一方「ドルゴポロフ」露國代理領事ハ「ケルマンシヤ」駐劄英國領事ノ反露的傾向ニ付苦言ヲ提シツツアリ。而シテ「露國代理領事ト協力シテ事態ヲ注視シ以テ共同對策ニ出ヅベシ」トノ訓令ヲ英國領事宛ニ發セラレタキ旨依頼シ來レリ

尙露國政府ハ今回再ビ「コロストヴエツ」公使宛ニ電報ヲ發シ、「ケルマンシヤ」駐劄露國代理領事「ドルゴポロフ」ニ對シ嚴重ナル訓令ヲ發スベキコトヲ命ジタリ。而シテ本大臣ハ「ケルマンシヤ」駐劄英國領事ガ全地方ノ治安回復並ニ治安維持ニ付露國領事代理ト相協力スルノ態度ニ出ヅベキコトヲ切望シテ止マザル次第ナリ（註四）

（註一）前掲一參照

（註二）前掲三參照

（註三）前掲五參照

（註四）前掲七參照

九、外務大臣サゾノ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

（第三五四號）（註）一九一四年七月十九日

「ケルマンシヤ」駐劄代理領事「ドルゴポロフ」ヨリ左ノ如ク打電シ來レリ

「ケルマンシヤ」總督「ファルマン・ファルマ」公ハ軍隊維持費並ニ全總督自身ノ費用ヲ地方稅務所長ヨリ入手シ得ザル爲メ、辭職スベキコトヲ當領事館ニ通告シ來レリ。「ファルマン・ファルマ」公ヨリ「ケルマンシヤ」ニ留メ置ク爲メ、全公ノ必要トスル金ヲ稅務所長タル自耳義人「デベル」ヲシテ支拂ハシムル様波斯政府宛御幹旋相煩度シ。然ラザレバ露國臣民巡禮者並ニ露國貿易ハ大ナル損失ヲ蒙ルニ至ルベシ

尙英國公使「タウンレイ」ハ露國側ニ忠實ナル「ファルマン・ファルマ」公ヨリ「ケルマンシヤ」ヨリ召還スベキコトヲ主張シツツアリ。「ファルマン・ファルマ」公ヲ英國ノ利益並ニ貿易ニ對シ反對的行動

ニ出デツツアルモノノ如ク看做シ居レリ
流説ニ依レバ英國側ハ英國側ニ對シ從順ナル「バフチアル」族中ヨリ
「ケルマンシヤ」總督ヲ任命セント欲シツツアル趣ナリ
「ドルゴボロフ」代理領事宛ニ御訓令相成度シ

(註) 電報第三五五號ノ日附ハ七月十八日附ナルヲ以テ本電報第三
五四號ハ發信者ノ手許ニ留置セラレタルモノト思料セラル
(ロ) イスファハン情勢

一〇 外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第三二八號 一九一四年六月三十日)

「タウンレイ」英國公使ハ本使ニ對シ次ノ通り通告シ來レリ。即チ「イ

スファハン」駐劄露國領事ハ「バタ」オスマ王妃ノ若干ノ所領地
ヲ租借シツツアル露國臣民「カラベコフ」ヲ保護スルヲ全時ニ「イ
スファハン」ニ於ケル露國人一般ノ土地利用ヲ保護シツツアリ。而シ
テ總督「サムサメツ・ソルタネ」ノ權限並ニ活動ヲ無力化スル結果ト
ナリ、「イスファハン」地方以外ニ於テスラ紛糾問題ヲ惹起シツツア
ル趣ナリ。尙「タウンレイ」公使ハ「サムサメツ・ソルタネ」總督ノ
權威ヲ無視スル場合ニハ結局中立地帯ニ於テスラ英國ノ通商權益ト衝
突スルニ至ルベキコトヲ危懼シツツアル次第ナリ。但本使ノ入手セル
情報ニ依レバ、「イスファハン」駐劄露國領事ハ本省ニ於テモ既ニ御
承知ノ通り、相當顯著ナル反露的行動ニ遭遇シツツアリ。數日前「イ
スファハン」地方ヲ旅行セル「バトフ」書記官モ右情報ヲ確認セル次
第ナリ。而シテ「サムサメツ・ソルタネ」總督ノ奸計ニ伴ヒ、「タウ
ンレイ」英國公使ハ恐ラク抗議ヲ提出スルニ至ルベシト思料セラル
仍テ「タウンレイ」英國公使ノ依頼ニ應ジ、英國側ニ不快ノ念ヲ與フ

ル行動ヲ一切自制スベキコトヲ「イスファハン」駐劄領事「ブレオブラジエンスキー」宛ニ命ズルノ必要アルヤ否ヤ御訓令相成度シ

一、外務省第二局宛イスファハン駐劄領事ブレオブラジエンスキー

發電報

(第六七二號 一九一四年六月三十日)

昨日「ジーレツ・スルタン」及「バヌー・オスマ」家所屬ノ農民約一千名ガ當領事館ノ前ニ參集シ、國會議員選舉ニ參加ヲ許可セザリシ總督ノ行動ニ對シ反對スベシトテ、本使ノ助力ヲ求メ來レリ。仍テ本使ハ「サムサメツ・ソルタネ」總督ト交渉ヲ爲シタル處、全總督ハ農民ノ要求ヲ全面的ニ拒否セリ

選舉ハ極メテ苛酷ナル行政的壓迫ノ下ニ施行セラレツツアリ。選舉權所有者二十番人餘中投票ヲ許可セラレタルモノ僅ニ二千人ニ過ギズ。而シテ本使ハ新ニ選舉ヲ施行スベキ手段ヲ講ズルノ必要アリト思料ス御訓令相成度シ

一、テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務次官アルツイモヴィチ發電報

(第一四三五號 一九一四年七月四日)

貴電第三一八號(註) 接到

「タウンレイ」英國公使ノ抗議ガ如何ナル根據ニ基クモノナルヤ理解シ得ズ。蓋シ露國臣民並ニ其ノ事業ニ對シ保護ヲ與フルコトハ領事ノ正當ナル義務ナルヲ以テナリ

次ニ「サムサメス・ソルタネ」總督ニ付テハ之ヲ非難スベキ幾多ノ根據アリ。而シテ「タウンレイ」英國公使ニ對シ此ノ點ヲ指摘スルト同時ニ、貴使ノ手許ニ存スル資料ヲ示シテ之ヲ實證スルコト可能ナルベシ。

「イスファハン」駐劄領事「ブレオブラジエンスキー」ハ對英關係ニ於テ正義性ヲ遵守シ、且ツ常ニ合法的立場ヲ脱却スベキニ非ズ。而シテ其一方露國ノ勢力地帯タル「イスファハン」地方ニ於ケル露國ノ利益ヲ犧牲ニ供スルノ必要ナシト思料ス。

(註) 前掲十參照

一三 外務大臣サソノ宛駐論英國大使館發覺書(註)

(一九一四年七月五日)

英國政府ノ入手セル情報ニ依レバ、露國側ハ自國ノ利益ト何等關係無キ者ニ對シテスラ保護政策ヲ行ヒツツアリ。之ガ爲メ「イスファハン」地方ニ於テ新ニ問題ヲ惹起シタリ。

匪賊トシテ著名ナル「レーザ・ユザニ」ハ最近「アハヴァス」通商路ニ於テ「リンチ」氏所屬ノ隊商ヲ掠奪セリ。仍テ之ガ追撃ノ爲メ總督ノ派遣セル軍隊ハ一味徒黨中ノ六名ヲ殺害シ、二名ヲ逮捕シテ之ヲ「イスファハン」ニ拉置シ來レリ。而ルニ露國領事「ブレオブラジエンスキー」氏ハ右犯人ガ「ジレツ・ソルタン」氏配下ノ農民ナルノ故ヲ以テ之ガ釋放ヲ要求セラレタリ。尙總督ハ右犯人ノ引渡ヲ拒絕セリ。「アハヴァス」ヨリ「イスファハン」ニ通ズル通商路ハ凡テ中立地帯ニ屬シ、主トシテ「リンチ」氏ノ建設セルモノニシテ純然タル英國人ノ經營ニ屬スルモノナリ。

仍テ英國政府ハ犯行現場ニ於テ逮捕セラレタル右犯人ニ對スル總督ノ司法處分ガ妨害セララルル場合ニ於テハ之ヲ默認スルコト能ハザル次第ナリ

(註) 本覺書原本中ニハ「クレーム」局長ノ手續ニテ「事件ノ真相ヲ「ブレオブラジエンスキー」領事ニ質スベシ」トノ記載アリ

一四 外務大臣サソノ宛駐露英國大使館發覺書(註)

(一九一四年七月六日)

英國政府ハ「イスファハン」總督「サムサメス・ソルタネ」ノ愁訴ニ關スル報告ヲ入手シタル處、右報告ニ依レバ全總督ハ露國側ノ行動ノ

爲メ行政職務ヲ行フコト能ハザルニ至リタル趣ナリ。即チ露國人ハ中立地帯ニ於テ若干ノ部落地ヲ賃借シ居ル處、右村落ガ露國ノ利益ト關聯アルノ故ヲ以テ總督ノ代理人ノ立入禁止ヲ要求シツツアリ。其ノ規定ハ廣汎ナル地域ニ迄波及シ、露國ノ實勢力ハ實ニ「フアルシスタ」ノ縣ノ境界線ニ迄達スルニ至レリ

最近十ヶ月間ニ於テ英國政府ハ「イスファハン」總督ノ愁訴ヲ確證スル幾多ノ事件ニ關スル報告ヲ入手セル處、右愁訴ノ原因タル紛争事件ハ常ニ「イスファハン」駐劄露國領事並ニ露國銀行支店長ニ依リテ惹起セラレタルモノナリ

次ニ二三ノ實例ヲ示セバ、露國領事ハ曩ニ書簡ヲ以テ總督宛ニ「某村落ハ露國人ノ關係シツツアル土地ナルヲ以テ總督ハ右地方ニ其ノ代理者ヲ派遣スルノ權利ヲ有セズ」トノ通告ヲ爲シタリ。因ニ右村落ノ約半分ハ「ジレツ・スルタン」ノ妹「バヌー・オスマ」ノ土地管理人タル露國人「カロピコフ」ノ賃借シツツアル土地ニシテ、「サムサメ

ス・ソルタネ」總督ハ波斯政府所屬ノ兵士一名ヲ派遣セントシタルモノナリ。而シテ右事件ニ付テハ「サムサメス」總督ヨリ抗議ヲ提出セリ
 尙「サルサメス」總督ハ一名ノ農民ヲ逮捕セシガ爲メ。曩ニ「ムジ・アバド」部落ユニ名ノ官吏ヲ派遣シタリ。而ルニ右二名ノ官吏ガ犯人ト共ニ「イスフアハン」ニ歸着セル處、
 「カロピコフ」氏ハ右三名ヲ抑留シ總督ノ部下ヲ終夜拘禁シタル上、翌朝前記農民ヲ自己ノ村落ニ送還セリ

次ニ國會選舉モ總督ト「エヴレイノフ」氏間ノ深刻ナル摩擦ノ原因ヲ爲シタリ。即チ總督ハ選舉執行ノ際ニ監査委員會委員トシテ選バレタル六名ノ登録名簿ヲ公告シタル處、
 「エヴレイノフ」氏ハ「サムサメス・ソルタネ」總督宛ニ書簡ヲ發シ、
 「ミルザ・ガスサン・アリ・ハシ」某ヲ是非共加フベキコトヲ要求セリ。其ノ理由トスルトコロハ「ジレツ・スルタン」家ノ利益ヲ代表スル人物一名ヲ是非共監査委員中ニ加

フベシト云フニアリ

次ニ露國領事ハ「イスフアハン」市郊外ノ「ジヨルハ」部落管理ニ付「イスフアハン」總督ヲ非難シツツアリ。歴代ノ總督ハ「ジヨルハ」部落ノ行政管理ヲ露國領事ノ代理人ニ多年ニ亘リ委任シ來リタル處、
 「サムサメス・ソルタネ」總督ハ自己ノ着任ト同時ニ露國領事館代理人ノ「ジヨルハ」部落管理ヲ拒否シタルモノナリ

以上列舉セル諸事件ニ徴シ明白ナル如ク、「イスフアハン」地方ノ露國官憲ハ「サムサメス・ソルタネ」總督ヲ辭職セシムル爲メ、全力ヲ舉ゲテ同總督ヲ窮地ニ陥レントシツツアル次第ナリ

(註)本覺書原本中ニハ「寫ヲ「イスフアハン」及「テヘラン」ニ送附セリ」トノ記載アリ

一五 外務大臣サソノフ宛テヘッソ駐劄公使ヨロストヴエツ發特使便

(第四三號 一九一四年七月十日)

當公使館附一等書記官事務代理「パーフ」ハ本年六月末「イスファハ
ン」地方ニ旅行セル處、同書記官ノ報告書(註)ヲ同封送附スルノ光
榮ヲ有ス

(註)「パーフ」書記官ハ「ジーレツ。スルタン」公ノ息「アタベ
ル。ミルザ」公ノ招聘ニ應ジ、「リソフスキー」通譯官並ニ
「チエリヌシレフ」二等書記官ト共ニ「イスファハン」地方ニ
旅行セルモノニシテ、其ノ報告書中ニ於テ左ノ通り強調シ居リ
一波斯ニ於ケル露國勢力ノ發展上重大ナル役割ヲ演ズルモノハ
露國人ヲシテ土地ヲ所有乃至利用セシムルニアリ。而シテ之ハ
全波斯ニ付言ヒ得ルコトナルモ、特ニ「イスファハン」地方ニ
於テ然リトス。即チ「イスファハン」地方ハ目下ノ處商業關係

ニ於テハ文字通り南部地方ニ依存シツツアリ。露國ノ通商ハ遲
遲トシテ進行セザル有様ニシテ、「イスファハン」地方ニ於テ
露國貿易ヲ發展セシムル爲メニハ、「テヘラン」トノ連絡路ヲ
著シク改善スルト同時ニ、「テヘラン」ヨリ北方ニ通ズル鐵道
ヲ敷設スルノ必要アル處、之ヲ速カニ實現スルコトハ不可能ナ
リ。而シテ目下「イスファハン」地方ニ於テトルベキ最善ノ策
ハ、露國人ノ土地所有乃至利用ヲ發展シ農業問題ヲ改善スルニ
在リト思料ス

本官ガ今次旅行ニ際シ受ケタル印象ヲ綜合スレバ、「イスファ
ハン」地方ニ於テハ露國勢力伸長ノ爲メノ有效ナル幾多ノ手段
既ニ講ゼラレツツアリ。且露國勢力ハ逐日發展シ、而モ有望ナ
ル未來ヲ有スルコト之ナリ。而シテ波斯問題ニ關シ露國ノ對英
關係ガ如何ニ紛糾化スルコトアルトスルモ、將又將來ニ於テ勢
力範圍ノ再劃定行ハルルコトアルトスルモ、富源ノ中心地タリ

且大ナル文化的歴史的意義ヲ有スル「イスファハン」地方ニ於ケル優位的地位ハ斷乎之ヲ守護シ放棄スベキニ非ズト思料ス尙英國側ハ「イスファハン」市ヲ自己ノ勢力範圍中ニ編入セントシツツアル處、露國側ハ「イスファハン」市ノミナラズ其ノ郊外地域ニ於テモ勢力發展ノ爲メ多大ノ力ヲ致シツツアル次第ニシテ、將來ニ於テモ「イスファハン」地方ヲ露國ノ勢力下ニ置カンガ爲メ萬全ノ策ヲ講ズルノ必要アリト思料ス

一六 外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第一三七四號 一九一四年七月十八日)

「イスファハン」駐劄領事「ブレオブラジエンスキー」ヨリ左ノ通來

電アリ

露國臣民「メフジエフ」ハ「メラヴエジール」ノ「パツカス」地方領地ニ於テ全收穫物ヲ買收シ、右契約ハ僧侶ノ同意ノ下ニ之ヲ合法的ニ完了シ居ル處、「イスファハン」總督「サムサマス」ハ之ヲ顧慮セズシテ收穫物取入レノ爲メ「マムール」族ヲ派遣スルニ至レリ。而シテ本官ノ抗議ハ無視セラレ、爲ニ前記ノ露國臣民ハ多大ノ損害ヲ蒙リタリ

「サムサマス」總督ハ右事件ノ合法的解決、並ニ「マムール」族ノ專斷的行動抑制ニ關スル件ヲ斷乎拒否シツツアリ。而シテ「サムサマス」總督並ニ「カルクザール」ハ領事館ノ事務一切ニ對シ反對的態度ニ出デ、露國側ノ極メテ合法的ナル要求ヲ全面的ニ拒否シツツアル次第ナリ。斯テ一切ノ手段ハ盡キタルヲ以テ、「サムサマス」總督ニ對シテ如何ナル態度ヲ持スベキヤ御訓令相成度シ。但シ「サムサマス」總督ハ露國領事館ニ對シ公然ト嘲笑的態度ニ出デツツアルヲ以テ、同總督ニ

對シ何等カノ提議ヲ新ニ提出スルコトハ效果無キノミナラズ反ツテ有害ナル結果ヲ齎スニ至ルベシ
波斯當局ガ右ノ如キ態度ニ出デツツアルヲ以テ、本使ハ露國臣民ノ權利ヲ守護スル爲メニハ、實力ノ行使ニ依ル自衛手段ヲ講ズルノ外無キモノト思料ス

一七 外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第三五三號 一九一四年七月十八日)

「イスフアハン」ニ轉電セリ

本使發電報第一三七四號(註)ニ關シ

本使ハ「サムサマス」總督ノ行動ニ關シ波斯政府宛ニ抗議ヲ爲ストス

ルモ何等效果無カルベシト思料ス。蓋シ英國公使館ハ波斯閣僚ヲ支援シツツアリ、且「イスフアハン」ニ於ケル露國ノ行動ニ付斷乎反對シツツアルヲ以テナリ。加之英國公使館ハ「イスフアハン」駐劄露國領事ガ「サムサマス」ソルタン「總督ノ行動並ニ一般地方行政ニ干涉シツツアリト屢々其ノ非ヲ指摘シ來リタル事實アリ。尙本件ニ付未ダ確タル訓令ニ接セザル爲メ、本使ハ「イスフアハン」駐劄領事「ブレオブラジエンスキ」ノ提議シ來リタル手段ヲ講ズルコト不可能ナリ
復電相煩度シ

(註) 前掲十六參照

一八、外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第三五五號 一九一四年七月十八日)

「イスファハン」駐劄領事「ブレオブラジエンヌキ」ハ電報第七八二號(註)ノ追補トシテ左ノ通り打電シ來レリ
 既報ノ通り露國臣民ハ多大ノ損害ヲ蒙リタル處、「サムサマス。ソルタネ」總督ハ極メテ頑強ナル態度ヲ持シ、且本官ノ公式要求ニ答ヘザルノミナラズ、恰モ嘲笑スルガ如ク本使ノ覺書送達後ニ於テ「メラヴエジール」ノ所領地ニ新ニ騎馬兵ヲ派遣シツツアル次第ナリ。仍テ本官ハ「メラヴエジール」ニ對シ總督麾下ノ配下ヲ同地ヨリ獨自的ニ放逐スベキコトヲ許可スルト同時ニ、一方「カルグザール」宛ニ公文覺書ヲ發シ右ニ對スル一切ノ責任ハ「サムサマス」總督並ニ「カルグザール」ガ負フベキモノナル旨通告シ置キタリ
 尙本官ハ「サムサマス。ソルタネ」及「カルグザール」ヲ速カニ更迭セシメ、且露國側ニ好都合ナル清廢ノ士ヲ之ニ任ズベキコトヲ此ノ機

會ニ請願スル次第ナリ

「サルサマス。ソルタネ」總督ハ本事件ノミナラズ他ノ一切ノ問題ニ付テモ同様ノ態度ヲ持シツツアリ。而シテ當地ノ人士間ニハ露國領事館ガ「サムサマス。ソルタネ」總督ノ專斷的行動ニ對シ全ク無力ナリトノ印象醸成セラレタリ
 刻下ノ情勢ヨリスレバ斯ル印象ノ醸成ハ極メテ自然ノコトナリ

(註)前掲十六參照

一九、外務省第三政治局宛イスファハン駐劄領事ブレオブラジエンヌキ發電報

スキ發電報

(第七九八號 一九一四年七月十九日)

「テヘラン」駐劄公使「コロストヴエツ」發電報第三五三號(註)ニ

關シ「テヘラン」ニ左ノ通打電セリ
 「サムサマス。ソルタネ」總督ハ同總督ガ「イスフアハン」地方ニ於
 テ露國ノ利益ヲ「否定」シタルコトニ付、波斯政府ヨリ謝電ニ接シタ
 ル趣ナリ

最近「サムサマス。ソルタネ」總督ノ許ニハ殆ンド毎夜ノ如ク英國人
 ガ來訪シ、同總督ハ右英國人ト協力シテ事態ヲ研究シ、特ニ本使ニ對
 スル回答ヲ作成シツツアリ。而シテ「サムサマス。ソルタネ」總督ハ
 極メテ厚顔ナル行動ニ出デツツアルヲ以テ、同總督ト共ニ事務ヲ處理
 スルコトハ本使ノ不可能トスルトコロナリ
 最近本官ハ一小事件ノ解決ニ當ラシムル爲メ「ジールツ。スルタン」
 ノ縁者ヲ派遣シタル處、「サムサマス」總督ハ領事館員在席ノ場所ニ
 於テ極メテ下賤ナル態度ヲ以テ右ノ者ヲ面罵セリ。而シテ露國ノ利益
 ニ關聯スル問題ニ付テハ一切領事館ト協力シテ解決スベキコトヲ拒否
 シツツアル次第ニシテ、如何ナル問題ニ付テモ「サムサマス」總督ノ

側ヨリ斷乎否定的態度ニ出デツツアリ
 事態ハ斯ノ如ク全ク行詰リヲ生ジ「サムサマス」總督ハ公然ト露國領
 事館ヲ嘲笑シツツアリ。而シテ引續キ露國側ガ當地ニ於テ領事館事務
 ヲ遂行スルトセバ、「サムサマス」總督並ニ「カルグザール」ヲ速ニ
 放逐スルカ、若クハ領事館側ニ於テ實力ヲ行使シ、以テ斷乎タル反擊
 ヲ加フルカ二者其ノ一ヲ選バザレバ他ニ解決ノ道無シ
 「カールグザール」ハ絶望シツツアリ。且「ジールツ。スルタン」ノ子息
 達ハ、「ジールツ。スルタン」ガ「サムサマス」總督ノ暴壓ニ抗シテ
 自己ノ利益ヲ充分ニ守護シ得ルヤ否ヤニ付、多大ノ疑念ヲ抱キ始メタ
 リ。尙本官モ斯ル情勢ノ下ニ於テハ前記手段ヲ講ズルニ非ザレバ自己
 ノ職務ヲ遂行スルコト不可能ナリ

(註) 前掲十七參照

二〇、テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務次官ネラートフ發電報

(第一六四八號 一九一四年七月二十一日)

「イスラフアハン」ニ轉電セリ

貴電第三五三號(註一)、第三五五號(註二)並ニ「ブレオブラジエ
ンスキ」領事發電報第七八二號(註三)接到

貴使ハ「サムサマス。ソルタネ」ノ許容シ難キ行動ニ付波斯政府宛ニ
聲明ヲ發セラレタシ。且「メフジエフ」及其他ノ露國臣民ノ蒙リタル
損害ニ對シテハ波斯政府ガ其ノ責ヲ負フベキモノナル旨注告セラレタ
シ

尙「ブレオブラジエンスキ」領事ノ提案ニ依ル實力行使ノ自衛手段
ハ極メテ好マシカラザル流血事件ヲ惹起スルニ至ル可ク、且徒ラニ事
態ヲ紛糾化スルニ過ギザルベシ。仍テ實力行使ニ依ル自衛手段ハ刻下
ノ情勢下ニ於テハ極力之ヲ避クルノ要アリ

(註一) 前掲十七參照

(註二) 前掲十八參照

(註三) 前掲十六參照

(ハ) アゼルバイジャン情勢

二、外務省第三政治局宛ダブリス駐劄總領事オロフ發電報

(第五四二號 一九一四年七月十七日)

「シヨウジア。エツ。ドウレ」總督ハ同總督ガ秩序紊亂者ト目シツツ
アル人物ヲ「テヘラン」政府ヨリ放逐シ、同地ニ秩序ヲ確立スル爲メ
反政府的行動ヲ計畫中ノ處、「シヨウジア」總督ハ本官ノ同意ノ下ニ
昨日「ゾートフ」ニ對シテ右計畫書ヲ手交シタリ。尙右ニ先立ツ數日

前「シヨウジア」エツ。ドウレ」總督ハ本官ニ對シ其ノ計畫ヲ披擲シタルモ本官ハ右計畫ニ付懷疑的態度ヲ示シ、全時ニ英露間ニハ協定存在スルコト、並ニ英國側ハ「アゼルバイジャン」總督ノ首都占領ヲ恐ラク許容セザルベキコトヲ指摘シ置キタリ。尙「シヨウジア」總督ハ本件ニ付英國領事ト交渉シタキヲ以テ許可セラレタシト述ベタリ本官ハ英國領事ガ「シヨウジア」總督ノ計畫ニ對シ單ニ戰慄スルニ止ルベキコトヲ確認シタルヲ以テ、全總督ノ提案ニ對シ反對意志ヲ表明スルコトヲ避ケタリ。尙「シヨウジア」エツ。ドウレ」總督ハ祝祭ノ準備ニ迫ハレツツアリ。且當地ヨリ七十「ヴヨールスト」離レタル地方ニ於テ新ニ購入セル土地視察ノ爲メ全地ニ赴キタル爲メ、英國領事トノ會談ハ未ダ行ハルルニ至ラズ

尙「シヨウジア」エツ。ドウレ」總督ハ二百萬鎊ノ彈藥筒ヲ支給セラレタキ旨依頼シ來リタルモ、本官ハ常識的ニ思考シテモ之ニ應ズベキニ非ズト思料ス

二ニ「ダブリス」駐露總領事オロフ宛外務次官ネラートヲ發電報

(第一六一七號 一九一四年七月十九日)

「デヘラン」ニ轉電セリ

貴電第五四二號(註)接到

貴官ハ「シヨウジア」エツ。ドウレ」總督宛ニ、如何ナル種類ノ計畫ト雖モ反波斯政府の行動ハ、一切之ヲ抑制スベキ旨嚴ニ通告セラレ度ク、且全總督ノ計畫ヲ英國領事宛ニ通告スルトセバ、英國領事ガ全總督ヲ狂人視スルニ過ギザル旨説明セラレタシ。而シテ若シ「シヨウジア」エツ。ドウレ」總督ガ敢テ英國領事ニ右ノ如キ通告ヲ爲ス場合ニハ、結局全總督ノ地位ヲ失墜セシムルニ過ギザルベシ

貴官ハ全力ヲ盡シテ「シヨウジア」エツ。ドウレ」總督ノ反政府的計畫ヲ放棄センメ、且右計畫ニ關スル對英國領事會談ヲ阻止セラレタシ尙「シヨウジア」エツ。ドウレ」總督ニ對シ彈藥筒ヲ支給スルコトハ絶對避クベキモノト思料ス

(註)前掲二十一參照

二三、外務省第三政治局宛ダブリズ駐劄總領事オロフ發電報

(第五四九號 一九一四年七月十九日)

「テヘラン」及「ダブリズ」ニ轉電セリ

「シヨウジア。エツ。ドウレ」總督並ニ「セルダール。レシド」ハ露國政府ニ對シ忠順ナル態度ヲ持シ、且自己ノ生命ヲ犧牲ニ供スルノ用意アルヲ以テ此ノ點ヲ露國政府ニ保證セラレタキ旨本官ニ依頼シ來レリ

土耳其トノ紛争開始セララル場合ニハ「アゼルバイジャン」總督ヲ更迭スルコト不可能ナルベシト忌料ス

尙「シヨウジア。エツ。ドウレ」總督ハ「アゼルバイジャン」部隊並ニ當地ニ出動シ得ベキ軍隊ニ對シ、輸送機關並ニ食料品ヲ提供セントシ其ノ準備ヲ爲シタリ

對土耳其開戦ノ際ニハ「セルダール。レシド」ハ兵力二萬ノ「クルド」族兵團ヲ統卒シ、又「シヨウジア。エツ。ドウレ」總督ハ「カラダグ

「セラブ」及「ハルハル」族ヨリ成ル北方兵團ヲ率キテ起ツベキ筈ナリ

二四、テヘラン駐劄公使ヨロストヴエツ宛外務大臣サソノ發電報

(第一六五九號 一九一四年七月二十二日)

「ダブリズ」駐劄總領事「オロフ」發電報第五四九號(註一)及「ケルマンシャ」駐劄代理領事「ドルゴボロフ」發電報第三五四號ニ關シ

目下ノ處土耳其ガ如何ナル立場ニ立ツヤ判然セズ。而シテ斯ル際ニ「シヨウジア。エツ。ドウレ」總督ノ更迭ヲ見ルハ極メテ好マシカラザルコトナリ

「シヨウジア。エツ。ドウレ」總督ガ忠誠ヲ誓ヒツツアルニ鑑ミ、貴使ハ自ら波斯國王ニ交渉シ、「シヨウジア」ヲ一時的ニセヨ總督ノ地位ニ止メシムルコト不可能ナリヤ。「シヨウジア」總督ガ波斯國王ノ命令ニ從フベキコトハ論ヲ俟タザルトコロナリ然ル上ハ「ケルマンシヤ」總督「フアルマン。フアルマ」ハ之ヲ現職ニ留メ、置クモ支障無カルベシ。何トナレバ目下重大紛糾勃發ノ虞アル時ニ際シ、地方情勢ニ精通シ且有能ナル國境地帶總督ヲ召還スルコトハ好マシキコトニ非ザルヲ以テナリ

(註) 前掲二三參照

二五 外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第三六一號 一九一四年七月二十二日)

「ケルマンシヤ」ニ左ノ通打電セリ

「フアルマン。フアルマ」總督自身ノ希望モアリ、且全總督ハ「アゼルバイジャン」總督ニ任ゼラルル豫定ナルヲ以テ、之ヲ引續キ「ケルマンシヤ」ニ留メ置クコトハ不可能ナリ。從テ貴官ハ「フアルマン。フアルマ」ノ出向ヲ妨害セザル候御留意相成度シ(註)

波斯「コサツク」部隊派遣ニ關スル命令ハ既ニ發セラレタリ

本使ハ刻下ノ政治情勢ヲ考慮シ、貴官ガ英國領事ト友好的關係ヲ持續シ、以テ讓歩的態度ニ出デラレンコトヲ希望ス

(註) 「サソノフ」外相ハ「コロストヴエツ」公使宛七月二十二日

發電報第一六五九號(前掲二十四參照)ヲ以テ「ケルマンシヤ

」總督「フアルマン。フアルマ」ノ留任方ヲ訓令セリ而シテ

「コロストヴエツ」公使ハ外相發右電報接到前ニ「ケルマンシ

「ヤール」ニ向ケ本電報ヲ發シタルモノナルベシ

二六 外務大臣サソノヲ宛テブリズ駐劄總領事オルロフ發電報

(第六七一號 一九一四年九月十日)

「テヘラン」ニ左ノ通打電セリ
 「セルダール」レシド」ハ、一全人ガ「アゼルバイジャン」臨時總督
 ニ任命セラレタルハ「テヘラン」政府ガ「シヨウジア。エツ。ドウレ」
 前總督ヲ敬遠シツツアルコト、並ニ近キ將來ニ於テ「セルダール」ヲ
 モ罷免セントシツツアルニ基クモノ「ナル旨ノ情報ヲ入手セリ。仍テ
 「セルダール」レシド」ハ全人獨特ノ輕卒ナル考量ヲ以テ「テヘラン」
 政府ノ歡心ヲ買ハント欲シ、當地「アゼルバイジャン」ニ於ケル自己

ノ地位ヲ確保強化セントスル態度ニ出ヅルニ至レリ。而シテ右目的ノ
 下ニ自由主義的分子ト聯絡ヲ開始シ、且國內消費間接稅並ニ家畜屠殺
 稅徵收事務ノ返却問題ニ付、白耳義人官憲ト交渉ヲ開始セリ。因ニ右
 國內間接消費稅並ニ家畜屠殺稅ノ徵收事務ハ、曩ニ「シヨウジア。
 ツ。ドウレ」總督ガ「ダブリズ」市政廳當局ニ移管シタルモノニシテ、
 市政廳ハ白耳義人ニ依ルヨリモ、著シク成績良好ニ右事務ヲ遂行シツ
 ツアリタル次第ナリ。加之「セルダール」レシド」ハ本官ニ無斷ニテ
 地方官吏ノ更迭ヲ開始スルニ至レリ。仍テ本官ハ本日「セルダール」
 レシド」ニ對シ左ノ通り警告ヲ發シ置キタリ。即チ

露國側ガ「セルダール」レシド」ヲ「アゼルバイジャン」總督ノ
 後任トシテ推薦シタルハ、「セルダール」ガ露國ノ利益ヲ忠實ニ
 遵奉シ、且露國側ノ指示ニ從テ行動スベキ旨ノ誓約ヲ爲シタルガ
 爲ナリ。而シテ「セルダール」レシド」ノ行動ガ右誓約ニ違反ス
 ルトセバ、露國側ハ「セルダール」ノ現在ノ地位ヲ擁護スベキ理

由無キモノニシテ、若シ「セルダール」ガ反對的行動ニ出ヅルトセバ露國側ハ斷乎タル態度ニ出ヅベク、且單ニ「アゼルバイジャン」總督ノ地位ヲ剝奪スルノミナラズ、「アゼルバイジャン」地方ヨリ之ヲ放逐スルニ至ルベシ

尙本官ハ全時ニ本省發電報第二八三三號（註）ニ基キ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ニ對シ露國ヘノ出發ヲ暫時延期スベキコトヲ勸告シ置キタリ。一方「タブリズ」市中ニ於テハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ガ再ビ「アゼルバイジャン」總督ニ就任スルニ至ラントノ流説密カニ行ハレツツアリ

仍テ本官ハ在「テヘラン」露國公使館宛ニ次ノ通り進言スルモノナリ。即チ目下ハ對土耳其戰勃發ノ虞アル非常時局ニシテ、露國側トシテハ自國國境警備ノ爲メ波斯政府ノ希望ヲ無視セザルヲ得ズ。而シテ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ「アゼルバイジャン」ニ於テ露國側ガ是非共必要トスル人物ナルベシ

（註）九月九日附外務省第三政治局參事官「クレーム」發電報第二八三三號ハ「タブリズ」問題ニ附言シ、次ノ通り勸告シ居レリ、即チ對土耳其戰勃發ノ虞アリ。且土耳其艦隊ガ「クリミヤ」沿岸ヲ燦撃スルノ虞アルヲ以テ、「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ「ヤルタ」旅行ハ暫時之ヲ延期スル様忠告スルノ必要アリ

ニセ タブリズ駐劄總領事オロフ宛外務省第三政治局參事官

クレーム發電報

（第二九一六號 一九一四年九月十三日）

（私信）

本電報ハ「テヘラン」ヘ轉電セリ

貴電第六六七號（註一）及第六七一號（註二）接到
 外務大臣「サソノフ」ハ露國領事ガ行政事務ヲ占有シ、且波斯官憲ヲ
 公然ト無視スルコトニハ斷乎反對シツツアルコトヲ念頭ニ置カレタシ
 （註三）。即チ露國領事ハ殆ンド到ル處ニ於テ全行政權ヲ自己ノ掌中
 ニ收メントシツツアリ。全時ニ波斯官憲ノ威信ヲ侵害シ波斯人ノ自尊
 心ヲ傷ケツツアリ。其ノ結果一般ニ反露的刺戟ヲ喚起シ居ル次第ナリ。
 而シテ英露協定ヲ露國側ガ侵害セリトノ非難モ之ヲ否定シ得ザル狀況
 ニ在リ。仍テ領事ハ波斯地方官憲ヲ單ニ道義上ニ於テノミ從屬セシメ、
 形式上ハ波斯地方官憲ヲ尊重スルノ態度ニ出ヅル必要アリ。而シテ目
 下露國側ハ北波斯ニ於テ強力ナル地位ヲ確保シツツアルヲ以テ斯ル措
 置ニ出ヅルコト極メテ容易ナルベシ。從テ波斯地方行政機關維持費ヲ
 負擔シ乃至波斯中央政府トノ親善關係ヲ樹立シ、且自己ニ忠實ナル人
 物ヲ地方官吏ノ椅子ニ据エントスル「セルダール・レシド」ノ行爲ヲ
 妨害スベキ理由全ク無シ

貴官ハ「セルダール・レシド」トノ關係ヲ毀損セシメズ、單ニ道義上
 ヨリノミ之ニ反對スル様努力セラレタシ

（註一）「オルロフ」總領事發電報第六六九號ハ舊外務省記録中ニ
 之ヲ發見シ得ズ

（註二）前掲二六參照

（註三）一九一四年八月二十八日附電報第二五四六號ヲ以テ「サソ
 ノフ」外務大臣ハ「コロストヴェツ」公使宛ニ左ノ如ク訓令セ
 リ

「露國領事ハ波斯地方官憲ヲ更迭スベキニ非ズ。而シテ公使館
 ノ特別ノ許可ヲ經ズシテ一般ニ波斯政府ノ主權ヲ侵害スルガ如
 キ行動ニ出ヅルコトヲ禁ズ。右全領事宛ニ御通達相成度シ」

二八、外務大臣サソノフ宛タプリズ駐劄總領事オロフ發電報

(第七二六號 一九一四年十月二日)

本電報ハ「チフリリス」並ニ「アゼルバイジャン」駐劄全領事館ニ轉電セリ

「テヘラン」ニ左ノ通り打電ス

當地ニ於テ入手セル情報ニ依レバ、波斯政府ハ現陸軍大臣ヲ「アゼルバイジャン」總督ニ任命セントシツツアルモノノ如シ。而シテ曩ニ波斯政府ハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」總督ヲ罷免シ、且其他ノ親露的人物ヲ罷免セントシツツアリトノ流説行ハレアル處、右流説ハ斯クシテ茲ニ確認セラレタル次第ナリ

露國ト多種多樣ノ利害關係ヲ有スル國境地帶ニ其ノ特殊事情ニ精通セザル人物ガ總督トシテ來任スルトセバ、露國領事館並ニ露國駐屯軍ト「アゼルバイジャン」總督トノ間ニ絶エザル紛糾事件ヲ惹起スルニ至ル可ク、且「アゼルバイジャン」地方ニ於ケル秩序維持ヲ妨害スルニ

至ル可シ

「セルダール・レシド」ハ波斯政府側ノ利益ノ點ヨリ見ルモ目下ノ處最モ妥當ナル適任者ト看做サル。即チ全人ハ波斯政府ノ要求ニ對シ地方的事情ノ許ス限り妥協セントシツツアリ。且現地ニ於ケル露國政府機關トノ間ニ常時生ズベキ虞アル紛糾事件ヲ解決シ得ル能力ヲ有スルモノナリ

而シテ「アゼルバイジャン」地方ニ於ケル波斯及露國ノ利益ヲ調整セシガ爲ニハ、「セルダール・レシド」ニ代ルベキ人物トシテハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」以外ニ見當ラザル處、露國政府ハ既ニ「シヨウジア・エツ・ドウレ」總督ノ辭職ニ對シ同意ヲ表明シタル以第ナリ

(註)

(註) 本電報ニ關シ「サソノフ」外相ハ十月五日附電報第三三三九

號ヲ以テ「コロストウエツ」公使宛ニ次ノ如ク訓令セリ

「若シ斯ル流説ガ眞實ナリトセバ、波斯政府ニ對シ「露國政府

ハ委ニ「シヨウジア・エツ・ドウレ」總督ノ辭職ニ同意シタル
モ、今後「セルダール・レシド」總督ヲ更迭スルコトニハ絶對
ニ反對ナリト斷乎聲明セラレタシ

二九 テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務大臣サソノフ發電報

(第三三三八號 一九一四年十月五日)

「タブリス」駐劄總領事「オルロフ」發電報第七二八號(註)ニ關シ、
北波斯地方ニ於テハ露國側ノ權益頗ル廣範圍ニ亘リ居ルヲ以テ、露波
兩國間ノ好マシカラザル紛糾事件ヲ避ケンガ爲、全地方ニ於ケル知事
ノ任命ニ際シテハ豫メ露國公使館ノ同意ヲ經テ之ヲ爲スヲ常トセリ
仍テ貴使ハ此ノ點ニ付波斯政府ノ注意ヲ喚起セラレタク、且斯ル有效

ナル慣例ヲ破棄セザル様要請セラレタシ
尙我方ノ要求ニ應ゼザル場合ハ露國領事ハ波斯官吏ヲ無視スルノ外ナ
カルベシ

(註)「オルロフ」總領事ハ十月二日附電報第七二八號ヲ以テ豫メ
露國公使館ノ同意ヲ經ズシテ「アルダビル」ニ新知事任命セラ
レタル旨報告セリ

三〇 テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務大臣サソノフ發電報

(第三三九一號 一九一四年十月八日)

貴電第五〇三號(註一)接到
波斯政府側ガ最近提起シツツアル問題ニ付檢討スルニ、波斯政府ハ東

土耳其ノ例ニ倣ヒ、露國ノ利益ニ相反スル自己ノ目的達成ノ爲、目下ノ戰時々局ヲ利用セントシツツアルコト明白ナリ。而シテ波斯政府ハ露國ノ利益ヲ犠牲トシテ自國ノ威信ヲ向上セシメント希望シツツアルノミナラズ、土耳其並ニ其ノ味方タル獨逸及「オーストリア」ノ煽動ニ依リテ斯ル行動ニ出デツツアルコト明白ナリ

仍テ貴使ハ此點ニ關シ波斯政府ニ對シ嚴重警告ヲ發スルト全時ニ、斯ル行動ガ露國ニ對スル極メテ非友誼的ナル態度ヲ示スモノナル旨指摘セラレタシ。且露國側トシテハ波斯ニ於ケル自國ノ地位ヲ戰爭ニ依リテ左右セラルルコトニ絶對反對ニシテ、露國權益擁護ノ爲メ從來通り萬全ノ策ヲ講ズルモノナルコトヲ波斯外務大臣宛ニ通告セラレタシ

特ニ貴使ノ報告ニ係ル波斯政府ノ要請ニ付テハ露國政府ハ次ノ如キ見解ヲ持スルモノナリ。即チ目下露國ノ對土耳其關係ハ逼迫シツツアリ且「アゼルバイジャン」ハ高架索地方ト境ヲ接スル重要地帯ニアルヲ以テ、「アゼルバイジャン」地方ノ行政問題ハ露國側ノ同意ヲ經テ始

メテ解決セラルベキモノナリト思料ス。而シテ「アゼルバイジャン」地方ニ於ケル一切ノ權力ハ露國側ノ信賴スル人物ノ手中ニ集中セララルコト必要ナリト思料ス。目下ノ處斯ル人物トシテハ「セルダール・レシド」ナリ

波斯政府側ガ總督トシテ推薦シツツアル「アラ・エツ・ソルタネ」ハ「アゼルバイジャン」地方ノ最高行政上ニ於テ必ズ紛争ヲ惹起スルニ至ル可ク、從テ全人ヲ「アゼルバイジャン」總督ニ任命スルコトハ絶對ニ容認シ得ザル處ナリ

「アゼルバイジャン」ノ爲メ露國側ノ指揮下ニ三千名ノ「コサツク」部隊ヲ新設スルコトニ付テハ露國側ハ之ニ同意スルノ用意アル處、之ニ必要ナル資金ヲ波斯政府側ガ所有シ居ルヤ否ヤニ付疑問ヲ有スル次第ナリ。尙「コサツク」部隊以外ノ軍隊ニ對シテハ如何ナル種類ノ軍隊ト雖モ露國側ハ信賴シ得ズ

尙露國側ハ「アゼルバイジャン」ニ於テ陰謀的目的ヲ何等有シ居ラザ

ル處、此點ニ關シテハ露國政府ハ既ニ完全ナル證言ヲ與ヘタリ（註二）
 （註一）「コロストヴエツ」公使ハ一九一四年十月六日附電報第五

〇三號ヲ以テ

一波斯總理大臣ハ「アゼルバイジャン」總督トシテ「ヴエリア
 ハド」ヲ任命セントスル問題ヲ再ビ提起セリ

ト報告セリ而シテ波斯首相ハ「コロストヴエツ」公使ニ對シ

一露國政府ガ右任命ニ同意スルトセバ露國政府ハ「アゼルバイ

ジャン」地方ニ於テ陰險ナル目的ヲ有シ居ラザルコトヲ實證ス

ルモノナルベシ

ト述ベタル趣ナリ

更ニ波斯首相ハ「ヴエリアハド」ノ若年ナルニ鑑ミ

一波斯政府ハ著名ナル重臣一名ヲ名譽總督ニ任命セントスル意

向ナリ

ト述ベ又

一「セルダール・レシド」ハ「アゼルバイジャン」總督次席ト
 シテ現職ニ留メ置キ、實際的ニハ之ヲ「アゼルバイジャン」總
 督タラシムベシ。尙波斯政府ハ「ヴエリアハド」ノ儀仗兵三千
 名ノ特別軍隊ヲ創設スル豫定ナリ

關シ

一寧ロ「コサツク」旅團ヲ增強セシムル方ガ得策ナルベシト

報告セリ

（註二）「コロストヴエツ」公使ハ一九一四年十月十四日附電報第
 五〇九號ヲ以テ「サソノフ」外相發電報第三三九一號ノ接到ヲ

確認シタル後次ノ如ク報告セリ

一本使ハ貴電中ニ示サレタル訓令ヲ波斯總理大臣宛ニ傳達スル

ト全時ニ、歐洲ニ於ケル刻下ノ重大時局ニ際シ波斯政府側ガ露

國ニ對シ友好親善ノ態度ヲ持スルコトノ重要性ヲ強調シ置キタ

リ。而シテ「モストウファイ・オル・ママレク」首相ハ波斯政府ガ露國ノ右要請ニ副フベキコト並ニ「ヴェリアハド」ノ「アゼルバイジャン」總督任命問題ハ敢テ之ヲ固執セザル用意アル旨述ベタリ

三、外務大臣サソノフ宛タプリズ駐劄總領事オルロフ發電報

(第八三五號 一九一四年十一月十七日)

本電報ハ「チフリリス」ニ轉電セリ

本使發電報第八三〇號(註)ニ關シ「テヘラン」ニ次ノ通り打電セリ。
「セルダール・レシド」ハ土耳其古軍ノ侵入ニ備ヘ、「アゼルバイジャン」ヲ防衛センガ爲メ「シヨウジア・エツ・ドウレ」軍ニ合流スルヲ

トヲ禁ズル旨、知事ヲ通ジテ人民ニ布告スベシトノ命ヲ受ケタリ。而シテ右命令ニ反スルトキハ威罰セラレ且財産ヲ沒收セララルル筈ナリ。尙本官ハ「セルダール・レシド」ニ對シ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ガ「マガリン」ニ於ケル其ノ所有地ヲ防禦スル必要アルヲ利用シ、全地方面ニ於ケル「アゼルバイジャン」守備ヲ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ニ委任センコトヲ勸告シタリ。即チ全地ニ於テハ目下ノ處露國軍隊ハ守備ヲ爲スコト不可能ナル上ニ、軍司命官ハ波斯ノ中立並ニ露國國境防備ノ必要ナルヲ認識シツツアルヲ以テナリ。尙本官ハ波斯政府ガ若シ露國ノ斯ル戰略的計畫ヲ拒否スルトキハ露國官憲ハ右妨害ノ排除手段ヲ講ズルノ止ムナキニ至ル可ク、而シテ「アゼルバイジャン」ニ於ケル現行行政組織ヲ然ル可ク變更シ、「アゼルバイジャン」ノ兵力ヲ其ノ手中ニ收ムベシト述ベタリ。尙波斯政府ハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ガ自ラ組織シタル軍隊ヲ利用シ「テヘラン」(波斯政府)攻略ニ乘出スコトアルベキヲ危懼シ

ツツアル處、本官ハ「セルダール・レシド」ニ對シ右危懼ガ單ナル杞憂ニ過ギズ、露國政府ハ目下ノ處「シヨウジア・エツ・ドウレ」ガ斯ル行動ニ出ヅルコトヲ許容スル意向ナシト述べ置キタリ

(註)「コロストヴエツ」公使ハ十一月十三日附電報第五八二號ヲ以テ波斯政府ガ「セルダール・レシド」ヨリ入手セル情報トシテ次ノ通り報告セリ

「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ「ネメト・アバード」ニ轉住シタル後目下「セルダール・レシド」ニ對スル陰謀ヲ企テツツアリ。而シテ地方有志ヲ召集シ且目的達成ノ爲メ兵卒ノ徵募ヲ行ヒツツアリ

「波斯政府ハ右報告ニ驚愕シ且「シヨウジア・エツ・ドウレ」ガ波斯國內ニ滞在スルヲ危險視シ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ニ對シ「ケルベラ」へ出發スルカ乃至ハ入露センコトヲ提言セントシツツアリ

尙「オルロフ」總領事ハ十一月十三日附電報第八三〇號ヲ以テ次ノ通り報告セリ

「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ「セルダール・レシド」ニ對スル陰謀ヲ劃策シ居ラズ、且前者ハ徵兵ヲ實際ニ行ヒツツアルモ、右ハ土耳其軍ノ侵入ニ備ヘ右徵募兵ヲ以テ「アゼルバイジャン」南方國境ヲ守備センコトヲ總督ヨリ委任セラレタルガ爲メナリ。因ニ總督ガ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ニ右ノ件ヲ委任シタルハ目下ノ處南方國境警備ノ爲メ露國軍隊ヲ分離派遣スルコト不可能ナルヲ以テナリ

三三、外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第五九二號 一九一四年十一月二十二日)

電報第八三〇號(註一)並ニ第八三五號(註二)ニ關シ「タブリス」ニ左ノ通り打電セリ

「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ曩ニ波斯政府ニ對シ中立ヲ宣言シタルニモ拘ラズ、又波斯官憲ガ交戰國中ノ一國ニ對シ援助ヲ與フルコトハ嚴ニ之ヲ禁止セラレ居ルニモ拘ラズ、「セルダール・レシド」ノ報告ニ依レバ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ土耳其ノ攻略ニ備ヘ「イザギ」「シリ」「アムリエ」等ノ波斯部隊ヲ結成シツツアル趣ニシテ、波斯政府ハ右ノ件ニ付抗議ヲ提出シツツアリ

「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ「セルダール・レシド」ニ對シ次ノ如ク言明シタルモノノ如シ。即チ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ土耳其軍ノ追撃ニ備ヘ「アゼルバイジャン」ノ特定地域ヲ防禦スベシトノ命令ヲ皇帝陛下ヨリ拜受シタルヲ以テ、波斯政府ノ禁止令ニ從フコ

ト不可能ナル旨言明シタル趣ナリ。而シテ「セルダール・レシド」ハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ行動ニ對シ妨害的態度ニ出ヅルコト無ク、單ニ波斯政府宛ニ報告シタルモノナリ

尙前記「イザギ」、「シリ」、「アムリエ」等波斯部隊ノ士官ハ「タブリス」駐劄露國領事館ニ對シ訓令ヲ仰ギ來リ、而シテ總領事館ヨリ命令ヲ受クルヤ直ニ「シヨウジア・エツ・ドウレ」總督ノ麾下ニ馳セ參ジタリトノコトナリ

尙波斯政府ハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ行動ニ付波斯最高重臣ガ波斯國王並ニ波斯政府ノ命令ヲ無視シタルモノト看做シツツアル模様ナリ

以上ノ事實ガ如何ナル程度ニ於テ信憑スルニ足ルモノナルヤ、並ニ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ究極ノ目的ガ如何ナル點ニ在ルヤ御通達相煩度シ、特ニ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ狙ヒツツアル目的ニ付テハ、波斯政府ヨリ今後ニ於テ申入アル場合ニ備ヘ本使ノ個人的ニ

知悉シ置クコト必要ナル次第ナリ (註三)

(註一) 前掲三一註参照

(註二) 前掲三一参照

(註三) 「サゾノフ」外相ハ一九一四年十二月七日附復電第四一五

九號ヲ以テ駐露波斯公使「イサーク・ハン」ガ全權ノ聲明ヲ爲シタル旨通知シ次ノ通り述べタリ

「イサーク・ハン」公使ノ入手セル情報ニ依レバ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ハ先ヅ第一ニ「クルド」族ノ襲撃ニ備へ自己ノ所領地ヲ守護セント欲シツツアル處、右匪賊ハ既ニ「ソウジブラハ」ニ侵入シ居リ、之ヲ「タブリス」ニ侵入セシメザル様手段ヲ講ズル必要アル次第ナリ

尙「サゾノフ」外相ハ波斯政府ニ對シ「ソウジブラハ」ニ侵入セル部隊ノ召還方ヲ土耳其政府宛ニ要求スルト全時ニ、「シヨウジア・エツ・ドウレ」ヲシテ右部隊ノ「タブリス」侵入ヲ

防止セシムルコトヲ提言サレタキ旨「コロストヴエツ」公使ニ委任セリ

全時ニ「サゾノフ」外相ハ右ノ件ニ付「タウンレイ」英國公使ト交渉シ、以テ「コロストヴエツ」公使ノ對波斯政府申入ヲ支援セシメンコトヲ圖ラレタシト述べタリ。而シテ「サゾノフ」外相ハ十一月二十日附電報第四一六〇號ヲ以テ、「ペンケンドルフ」駐英露國大使ニ對シ「グレイ」英國外相ニ依頼シ、以テ然ル可キ訓令ヲ「タウンレイ」公使宛ニ發セシムベキコトヲ委任セリ

尙「ペンケンドルフ」大使ハ十一月二十六日附電報ヲ以テ「タウンレイ」英國公使ハ十一月二十一日附電報ヲ以テ「クルド」及土耳其兵ノ「ソウジブラハ」侵入事件ニ付報告シ來リタル處、波斯政府ハ土耳其公使館ニ對シ抗議ヲ提出シタル模様ナリト回答セリ

一万「コロスドヴエツ」公使ハ十一月二十七日附電報（番號ヲ缺ク）ヲ以テ次ノ通り報告セリ

「其ノ真否ヲ検証スルコト能ハザルモ、土耳其軍ハ自發的ニ「ウジブラハ」ヲ撤退シ、恰モ波斯軍ノ抵抗ニ屈シタルモノノ如ク「スウレイマニエ」方面ニ後退セリ。仍テ波斯政府ハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ行動ヲ不必要ナリト認メ、「シヨウジア・エツ・ドウレ」ガ「ケルベラ」ニ出發センコトヲ強要シツツアリ。尙「タウンレイ」英國公使ハ其ノ態度ヲ表明セザルモ、「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ放逐ニ對シ同意シツツアルモノノ如シ」

即チ波斯政府ハ依然トシテ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ波斯退去ヲ主張シツツアリ。之ニ對シ英國公使モ暗ニ共鳴シツツアル旨報告セリ

三三、外務大臣サソノフ宛タプリズ駐劄總領事オロフ發電報

（第八五九號 一九一四年十一月二十六日）

本電ハテヘランニ轉電セリ

チプリスニ次ノ通り打電セリ

シヨウジア・エツ・ドウレハ十一月十四日ミアンドアブニ到來セリ（註一）

モハメツト・アフメツト・パーシアハシヨウジア・エツ・ドウレ宛ニ書簡ヲ發シ次ノ如ク記シタリ。即チ「土耳其軍ハタプリズ地方ヨリ專ラ露國人ヲ放逐セントスル目的ヲ以テ、波斯政府ノ同意ヲ得タル上波斯領土内ニ侵入シタルモノニシテ、回教徒殺戮ノ責任ハシヨウジア・エツ・ドウレニ在リ」トテ會見ヲ求メ來リタルモノナリ

シヨウジア・エツ・ドウレハ會見ニ關シ之ガ遷延策ヲ講ゼント欲シ、仍テ交渉ノ爲メ全權委員ヲミアンドアブニ派遣セラレタキ旨モハメツト・アフメツト・パーシアニ對シ提議セリ。而シテシヨウジア・エツ・

ドウレノ見解ニ依レバ假令千名程度ニテモ可ナレバ露國軍隊ヲミアン
 ドアブニ派遣スルノ必要アリトノコトナリ。然ル上ハ土耳其側ノ流
 布シツツアル一露國人ハ全部アゼルバイジャン地方ヲ引上ゲツツアリ
 トノ風説ヲ打消スコト可能ナルベシトノコトナリ
 尙本官モ土耳其ノソウジブラハ駐屯ガ長引キツツアリ。危険ナリト思
 料ス

仍テタブリス駐劄軍ヲ一時後備兵ヲ以テ交替セシメ、前者ヲソウジブ
 ラハニ移動セシムルコト必要ナリト資料ス。然ル上ハ右部隊及ウルミ
 ヤ地方ノクバン部隊並ニシヨウジア・エツ。ドウレ麾下ノ部隊ハ三者
 相協力シ、以テ土耳其軍ヲ俘虜トナシ得ベシ。而シテ斯ル措置ニ出ツ
 レバ多大ノ印象ヲ與フルコト可能ナルト全時ニ、露國側ハクルド族
 側ヨリノ一切ノ危険ヲ脱スルコト可能ナルベシ
 尙右ノ如キ措置ニ出ヅル場合軍司令官ハ軍隊輸送ノ機密ヲ保持センガ
 爲メ、波斯ノ郵便及電信ヲ占領スルニ至ル可ク、其ノ點御諒承相成度

シ (註二)

(註一) ソウジブラハ駐劄領事代理イイヤスハ十二月九日附電報第
 一七四號ヲ以テシヨウジア・エツ。ドウレガミアンドアブニ來
 リタル旨報告シ、且一シヨウジア・エツ。ドウレハミアンドア
 ブニ於テ大砲四門、騎兵百名ヲ徵募シアルモ、右部隊ハ戰鬥力
 ヲ有セズ。且シヨウジア・エツ。ドウレ自身モ之ニ多クヲ期待
 シ居ラズ一ト述べタリ
 而シテイイヤス領事代理ハ土耳其並ニクルド族部隊ヲ其ノ行動
 開始ノ最初ニ於テ打破センガ爲メ軍隊ヲ派遣セラレタキ旨依頼
 セリ

(註二) サゾノフ外相ハ十一月二十七日附コロストヴエツ公使宛電
 報第四二二一號ヲ以テ、シヨウジア・エツ。ドウレ宛モハメツ
 ト。アフメツト。パーシア發書簡ニ付特ニ波斯政府ノ注意ヲ促
 サレタキ旨提言セリ

三四 外務大臣サソノ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第六〇五號 一九一四年十一月二十九日)

タブリズニ左ノ通電報セリ

モリトール氏ガヘインセンズ氏宛ニ報告シ來リタル處ニ依レバ、シ
ウジア。エツ。ドウレハ自己ノ軍隊ヲ維持センガ爲メ地租ノ徵收ニ着
手シタル趣ニテ、之ガ爲メサナキダニ疲弊シツツアルアゼルバイジャ
ン地方ノ予算ハ茲ニ混亂ニ陥入リタリトノコトナリ

ヘインセンズ氏ハ刻下ノ情勢ヲ慎重檢討シタル處、何等強力ナル反對
意見無カリシヲ以テ、モリトール氏宛ニ一事件ヲ重大視スルト全時ニ
露國當局ノ命令ヲ防害スルガ如キ行動ニ出デザルコト、並ニ原則的問
題ニ關聯アル無益ナル懸案ヲ提起セザルコト一ニ留意サレタキ旨打電
シタル模様ナリ

但ヘインセンズ氏ハ一般財政ノ統轄ヲ委任セラレ居ルモノニシテ、地
租徵收金額ニ關スル資料ヲ全氏宛ニ提出セラレタキ旨シウジア。エ

ツ。ドウレニ對シ要請シツツアリ。尙貴官ハ既ニアゼルバイジャン地
方予算ノ編成ニ着手セラレタル處、右地租徵收ガ可能ナル限り、アゼ
ルバイジャン地方予算ニ悪影響ヲ及ボスコト無キ様希望シツツアリ
尙波斯政府ヨリ抗議アルベキハ必至ナレ共、ヘインセンズ氏ハ之ニ對
シシウジア。エツ。ドウレニ對シ抗爭センガ爲メ資金ヲ有セザル旨
回答スルト全時ニ、波斯政府ニ對シアゼルバイジャンノ現狀ニ付默認
妥協センコトヲ勸告スベシトノコトナリ
仍テ貴官ハ事懇解決ノ最善策ニ付外見上ハ禮儀ヲ盡シテモリトール氏
ト交渉セラレタシ

三五 タブリズ駐劄總領事オルロフ宛外務省第三政治局參事官クレーム
發電報

(第四二七二號 一九一四年十一月三十日)

テヘラン駐劄公使コロストヴエツ公使發電報第六〇五號(註)ニ關シ
シヨウジア・エツ・ドウレガ獨斷的行爲ヲ以テ地租ヲ徵收スルコトハ
シヨウジア・エツ・ドウレニ對スル波斯政府ノ非難ヲ徒ラニ高ムルニ
過ギザルベシ
仍テヘインセンス氏トノ妥協方法ヲ實現スルコト不可能ナリトセバ、シ
ヨウジア・エツ・ドウレノ軍隊維持ニ幾何ノ金ヲ必要トスルヤ御通知
相成度シ

シヨウジア・エツ・ドウレハ波斯政府ノ意志ニ反シ露國側ノ命令ニ從
ヒテ行動シツツアルモノナルヲ以テ、右軍隊維持費ハ露國ノ軍事費ヲ
以テ賄フコト可能ナルベシト思料ス

(註)前掲三四參照

三六 外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第六〇七號 一九一四年十一月三十日)

貴電第四一五九號(註) 接到

シヨウジア・エツ・ドウレニ關スル件

本使ハ貴電ノ指示ニ基キタウンレイ英國公使ト交渉シタル處、全使ハ
本使ニ對シシヨウジア・エツ・ドウレニ關スル問題ハ極メテ重大ナル
ヲ以テ、予メ本國政府ト打合せザル限り波斯政府ニ對シ何等カノ行動
ニ出ヅルコト能ハザル旨述べタリ

タウンレイ公使ノ知ル限りニ於テ波斯政府側ハシヨウジア・エツ・ド
ウレニ對シ極度ニ不信任ノ態度ヲ持シシヨウジアガ反波斯政府陰謀ヲ
畫策シツツアリトノ疑ヲ懸ケ居ルヲ以テ、露國側ノ提議ハ波斯政府ノ
同意ヲ得ルコト不可能ナルベシトノコトナリ

加之タウンレイ公使ノ見解ニ依レバ、若シ露國側ノ提案通りノ行動ニ
出ヅルトセバシヨウジア・エツ・ドウレ麾下ノ波斯軍隊ヲ土耳其古軍及

クルド兵ト衝突セシメ、且波斯政府ヲシテ其ノ中立政策ヲ毀損セシムル結果トナルヲ以テ、露國側ハ間接的方法ヲ以テ波斯ヲ戰爭ニ捲込ムコトトナルベシトノコトナリ

タウンレイ公使ノ見解ニ依レバ、若シ露國側ガ波斯ヲ戰爭ノ渦中ニ引入レンコトヲ實際ニ希望スルトセバ、一定ノ經濟的補償ヲ爲スコトヲ條件トシテ、卒直ニ露國ト共同行爲ニ出ツベキコトヲ波斯政府宛ニ提言スル方ガ簡單ニシテ、而モ良策ナルベシトノコトナリ。而シテタウンレイ公使ノ得タル情報ニ依レバ、右工作ハ既ニ露國側ヨリ提案シ倫敦ニ於テ英國政府ノ同意ヲ得タルモノナル趣ナリ。之ヲ要スルニタウンレイ英國公使ハ露國政府ガ何故ニ見解ヲ變更スルニ至リタルカヲ知悉シ居ラザルモノ如シ。而シテタウンレイ公使ハ波斯側ガ萬一露國政府ト協力シテ對土耳其戰ニ參加スル場合ニ於テモ、波斯政府側ハ右目的遂行ノ爲メシヨウジア・エツ・ドウレヲ利用スルコトヲ欲セザルベシトノコトナリ

尙他面次ノ如キ事實モ明白トナレリ。即チサアド・エツ・ドウレ、セペフダール及フアルマン・フアルマ等ヲ含ム若干ノ波斯政府要人ハ波斯側トシテハ對土耳其戰ニ關シ公然ト露國側ニ加擔スルコト有利ナルベシトノ見解ヲ抱キツツアルヲ以テ、一シヨウジア・エツ・ドウレヲ排撃セザルノミナラズ、全人ノ行動ヲ反テ承認スルニ至ルベシトノ説之ナリ。而シテ之等ノ重臣連ノ予見シツツアル處ニ依レバ、若シ波斯現政府ガシヨウジア・エツ・ドウレニ對シ徒ラニ敵害的態度ヲ固執シ、且目下導ヘラシ居ル如クシヨウジア・エツ・ドウレ壓迫ノ爲メ意兵ヲ波遣スルガ如キ迫害行動ヲ爲ストスレバ、將來波斯側ニ一層不利ナル情勢ヲ招致スルニ至ルベシトノコトナリ

但波斯現政府ハ遺憾乍ラ情勢ノ實体ヲ理解シ得ズ。而シテシヨウジア・エツ・ドウレヲアゼルバイジャンニ於ケル露國ノ陰謀ノ根本ト看做シ、以テ倫敦及新聞紙上ニ於テシヨウジア・エツ・ドウレ排撃ノ宣傳ヲ繼續シツツアル次第ナリ

クルド兵ト衝突セシメ、且波斯政府ヲシテ其ノ中立政策ヲ毀損セシムル結果トナルヲ以テ、露國側ハ間接的方法ヲ以テ波斯ヲ戦争ニ捲込ムコトトナルベシトノコトナリ

ドウンレイ公使ノ見解ニ依レバ、若シ露國側ガ波斯ヲ戦争ノ渦中ニ引入レンコトヲ實際ニ希望スルトセバ、一定ノ經濟的補償ヲ爲スコトヲ條件トシテ、卒直ニ露國ト共同行爲ニ出ツベキコトヲ波斯政府宛ニ提言スル方ガ簡單ニシテ、而モ良策ナルベシトノコトナリ。而シテドウンレイ公使ノ得タル情報ニ依レバ、右工作ハ既ニ露國側ヨリ提案シ倫敦ニ於テ英國政府ノ同意ヲ得タルモノナル趣ナリ。之ヲ要スルニドウンレイ英國公使ハ露國政府ガ何故ニ見解ヲ變更スルニ至リタルカヲ知悉シ居ラザルモノノ如シ。而シテドウンレイ公使ハ波斯側ガ萬一露國政府ト協力シテ對土耳其古戦ニ参加スル場合ニ於テモ、波斯政府側ハ右目的遂行ノ爲メシヨウジア・エツ・ドウレヲ利用スルコトヲ欲セザルベシトノコトナリ

尙他面次ノ如キ事實モ明白トナレリ。即チサアド・エウ・ドウレ、セペフダール及フアルマン・フアルマ等ヲ含ム若干ノ波斯政府要人ハ波斯側トシテハ對土耳其古戦ニ關シ公然ト露國側ニ加擔スルコト有利ナルベシトノ見解ヲ抱キツツアルヲ以テ、一シヨウジア。エツ・ドウレヲ排撃セザルノミナラズ、全人ノ行動ヲ反テ承認スルニ至ルベシトノ説之ナリ。而シテ之等ノ重臣連ノ予見シツツアル處ニ依レバ、若シ波斯現政府ガシヨウジア。エツ・ドウレニ對シ徒ラニ敵害的態度ヲ固執シ、且日下導ヘラシ居ル如クシヨウジア。エツ・ドウレ壓迫ノ爲メ憲兵ヲ波遣スルガ如キ迫害行動ヲ爲ストスレバ、將來波斯側ニ一層不利ナル情勢ヲ招致スルニ至ルベシトノコトナリ

但波斯現政府ハ遺憾乍ラ情勢ノ實体ヲ理解シ得ズ。而シテシヨウジア。エツ・ドウレヲアゼルバイジャンニ於ケル露國ノ陰謀ノ根本ト看做シ、以テ倫敦及新聞紙上ニ於テシヨウジア。エツ・ドウレ排撃ノ宣傳ヲ繼續シツツアル次第ナリ

(註) 前掲三二註三参照

三七 外務大臣サソノ宛駐英大使ベンケンドルフ發電報

(第七六七號 一九一四年十二月三日)

貴電第四一六〇號(註) 接到

本使ハ既ニ先週ノ木曜日ニ右問題ニ關シ、ニコルソン次官ト交渉シタル處、全次官ハ波斯政府ハソウジブラーハ占領ニ關シ土耳其大使宛ニ既ニ抗議ヲ提出シタル旨述べ、且英國側トシテモ事態ヲ調査スベシト言明セリ。尙本使ハ昨日及本日行ハレタル會見ニ於テ再ビ右ノ問題ヲ提議シタル處、次ノ如キコト判明セリ。即チビユーケナン駐蘇大使發電報ハ主トシテシヨウジア。エツ。ドウレニ關スル問題ニ付報告シタ

ルモノノ如ク、從テ右電報ニ關聯シテソウジブラーハ占領問題並ニシヨウジア。エツ。ドウレ問題ノ兩者ハ混合セララルルニ至レリ。仍テ本使ハ昨日ニコルソン次官ニ對シ再ビソウジブラーハ問題ニ付言明シ、本使ハ主トシテソウジブラーハ問題ニ關シニコルソン次官ト交渉スベキコトヲ委任セラレタル旨述べタリ
尙本使ハニコルソンニ對シ一波斯政府ハシヨウジア。エツ。ドウレ並ニ土耳其兵ノ波斯領土侵害ヲ防止スルコト不可能ナルニ拘ラズ、シヨウジア。エツ。ドウレガタルド族ノ掠奪並ニ不法行爲ニ抗シテ自衛手段ヲ講ジタリトテ之ニ反對シツアルハ誠ニ不可解ナル旨述べタリ
即チ波斯政府ノ新ル態度ハ正當ナル要求ニ對スル故ナキ抗辯ナル旨強調シタリ
而シテ本使ハ、戰時ニ際シ土耳其軍ガ波斯領土ノ不可侵性ヲ侵害シタルコトコソ、更ニ直接且重大ナル意義ヲ有スルモノナルベシトニコルソンニ對シ言明セリ

尙本使ハダレイ外相ガ本使ニ對シ義ニ言明シタル處ヲニコルソンニ注意シ置キタリ。即チダレイ外相ノ見解ニ依レバ土耳其ガ波斯領土ノ不可侵性ヲ侵害セザル以上、露國側ハ波斯領土ノ不可侵性侵害ニ付責任ヲ取ラザルヲ良策トスベシトノコト之ナリ。仍テ本使ハ此ノ問題ニ對スル露國ノ穩健ナル態度ヲ指摘シ全時ニダレイ外相ノ右言明ニ付ニコルソンノ注意ヲ喚起シ置キタリ。即チダレイ外相ハ既ニ土耳其軍ガ波斯ニ侵入セル旨ヲ本使ニ通告セラレタルヲ以テ、全外相ガ先般本使ニ言明セラレタル事態ハ茲ニ遂ニ到來スルニ至リタル次第ナリ。更ニ本使ハニコルソンニ對シ次ノ如ク指摘シ置キタリ。即チ、一今ヤ土耳其兵ノ波斯領土侵害ハソウジブラーハニ於テモ繰返サレ居ル處、ソウジブラーハハウルミヤト全様ニ極メテ重大ナル戰略的地點ニシテ、露國側ハ之ヲ默認スルコト能ハズ。而シテ本使ノ見解ニ依レバ英露兩國公使館ハ尠クトモ此ノ問題ノ重要性ニ關シ波斯政府ノ注意ヲ促ス必要アリ。且波斯政府ハ土耳其ニ對シ單ニ一片ノ公使宛抗議ヲ以テ能事

足レリトスベキニ非ズ。更ニヨリ以上強硬ナル態度ニ出デ以テ波斯政府自体ノ負フベキ責任ヲ履行スルノ必要アル旨述ベタリ。ダレイ外相ガ閣議出席中ノ爲メ本使ハ之ト會見スルコト能ハザリシモ、ニコルソン次官ハ本使ノ見解ヲ全面的ニ諒トシ、早速ダレイ外相ト本件ニ付討議スベシト述ベタリ。尙最後ニ本使ハ次ノ如ク附言セリ。即チダレイ外相ハ波斯關係ノ懸案ヲ第一義的重要性アルモノト認メズ。且右懸案ハ從來引續キ行ハレ來リタル如ク、英露兩國公使館ノ協力ニ依リ現地ニ於テ解決乃至予備的交渉行ハルベキコトヲ希望シツツアルヲ以テ、刻下ノ情勢下ニ於テハダレイ外相ノ注目ヲ波斯問題ニ向ケシムルコト困難ナルベシト述ベタリ。

(註) 前掲三二、註三參照

三八、外務大臣サソノフ宛駐英大使ペンケンドルフ發電報

(第七七〇號 一九一四年十二月三日)

私信

本使ハ昨日グレイ外相ト一般政治情勢上ヨリ見タル波斯問題ノ意義ニ付會談セリ。而シテグレイ外相ハ本件ニ關シ本日ビユーケアン駐露大使宛ニ電報ヲ發スル予定ナルヲ以テ、右會談ヲ私的ナルモノト看做サレタキ旨要請セリ

グレイ外相ガ本使ニ言明シタル處ニ依レバ、波斯政府關係ノ個人的見解ノ如何ニ拘ラズ、波斯政府ハ近東ニ於テ極メテ重大ナル紛糾問題ヲ惹起スルノ虞アリトノコトナリ。即チ其ノ理由ハ、波斯ノ態度ハ英國並ニ聯合國側ニトリテ重大ナル危險ノ源泉タル埃及ヨリ印度ニ至ル迄ノ隣接地方ニ直接ノ影響ヲ有スルヲ以テナリ

而シテグレイ外相ノ言ニ依レバ、如上ノ如キ見地ヨリ見テ波斯政府ノ態度ニハ極メテ満足スベキモノアリ。而シテ波斯政府ガ斯ル態度ニ出

ツツアルコトハ刻下ノ情勢下ニ於テハ極メテ重要ナルコトナルヲ以テ、可能ナル限り波斯政府ノ感情ヲ害セザルコト必要ナルベシトノ趣ナリ。而シテ斯ル目的遂行ノ爲ノ唯一ノ方法トシテハ、波斯問題ノ解決ヲ平和締結後ニ遷延スルコトナリ。從テ目下ノ處ハ更ニ穩健ナル行動方法ニ付談合スルノ必要アリ。然ラザルトキハ今日迄近東ニ於テ無力ナリシ獨逸ノ宣傳ハ波斯問題ニ關スル英露ノ對立ニ乘ジ、英露兩國ノ權益ニ多大ノ損害ヲ齎ラスニ至ルベシトノコトナリ

仍テ本使ハ、露國側トシテハ國境上ノ直接ノ利害關係アリ、且ソウジブラーハノ如キ戰略的地點問題アル旨、指摘セリ

尙グレイ外相ハ目下屢々繰返サレツツアル土耳其軍ノ國境侵犯問題ヲ調査中ニシテ昨日モ波斯公使ニ面接シタル處、全公使ハ土耳其軍ガ常ニ襲撃シ來リ居ル事實ヲ認メタル趣ニテ、グレイ外相ハ一波斯政府ヲシテ斷乎タル對土耳其古政策ヲトラシムベシトノ實見(サソノフ外相ニ同意ノ趣ナリ。尙グレイ外相ハ全外相ガビユーケアン大使ヲ通ジテ

通達シタル見解ニ付、御検討アラシコトヲ希望シツツアリ

三九、テヘラン駐劄公使コロストヴエツ宛外務省第三政治局参事官

クレーム發電報

(第四三二〇號 一九一四年十二月四日)

サゾノフ外相ハ駐露英國大使ビユーケナンニ對シ左記内容ノ覺書ヲ手交シタリ

露國政府ハクルド族土民軍ヲ併合シ、以テタブリスニ侵入セントスル土耳其軍ヲ防禦センガ爲メ、ソウジブラーハニ向ケ軍隊ヲ派遣スルコト困難ナルニ依リ、該地方ニ於テ大ナル勢力ヲ有スルシヨウジア・エツ・ドウレヲ利用スルコト必要ナリト認ムルモノナリ

然ルニ波斯政府ハタブリスヲ脅威シツツアル危険性ヲ認識セズ、單ニシヨウジア・エツ・ドウレニ助力ヲ與ヘザルノミナラズ、反對ニ之ヲ妨害スルノ態度ニ出デツツアリ。波斯政府ノ斯ル行動ハ波斯政府要路者ガアゼルバイジャン地方ヨリ露國人ヲ放逐センコトヲ期シ、土耳其軍ノ進撃ニ共鳴シツツアルコトヲ表露キスルモノナルベシ。尙モハマツド・アフマツド・バシアモシヨウジア・エツ・ドウレニ宛タル書簡中ニ於テ、土耳其軍ガ波斯政府ノ同意ヲ經テ越境シタル旨報ジ、以テ右ノ事實ヲ確認シツツアル次第ナリ

仍テ露國政府ハ斯ル事象ガ極メテ危険ナリト認メ、事象改善ノ應急措置採擇ニ關シ英國政府ノ助力ヲ要請スルモノナリ

露國政府ノ考量ニ依レバ、テヘラン駐劄英露兩國公使ヲ通ジ斯ル事象解決ニ關スル斷乎タル所信ヲ波斯政府宛申入ルコト必要ナルベシ而シテ露國側ガ最善ノ手段ト看做シツツアル方法ハ、弱体ニシテ且露國側ニ有害ナル現關係ヲ更迭セシメ、英露兩國ニ對スル親善政策ヲ遂

行シ得ル活動的有能分子ヲ以テ之ニ當ラシムルコト之ナリ。此ノ點ニ
關シ露國側ハモストウファイ・ママレクヲ首相、フアルマン・フアルマ
ヲ内相、ウスーグツドウレテ外相トシテ推舉ス。而シテ右以外ノ閣僚
ハ前記三名ガ協議シ之ヲ決定シ得ベシ
波斯國會ノ反對ハ議員定員ニ達セザルノ故ヲ以テ之ヲ解散セシムレバ
排除シ得ベシ
詳細ハ郵便ヲ以テ通知ス

(註) サゾノフ外相ハ一九一四年十二月十七日附電報第四四八三號
ヲ以テ、十二月十一日附コロストヴエツ公使發電報第六二一號
ノ内容ヲベンケンドルフ大使宛ニ通達シ、且一アラ。オツ。ソ
ルタネ外相ガ閣僚トシテ殘留スルコトハ無條件的ニ有害ナルヲ
以テ、之ヲ速カニ更迭スルノ必要アルヲ主張セラレタシト委
任セリ

四〇 外務大臣サゾノフ宛駐英大使ベンケンドルフ發電報

(第七七八號 一九一四年十二月五日)

貴電第四一五九號(註) 接到

右件ニ關スル覺書、並ニ「ニコルソン」次官並ニ「グレイ」外務大臣
宛ノ本使ノ口上書ニ對スル回答トシテ、「グレイ」外務大臣ハ本使ニ
左ノ如キ覺書ヲ手交シ來レリ

「グレイ」外務大臣ハ波斯駐劄露國公使ノ行動ヲ支持センコトヲ「タ
ウンレイ」公使ニ對シ提議スルノ用意アリ。而シテ「クルド」族
並ニ土耳其兵ヲ占領地域ヨリ速カニ撤兵セシムル爲メ、波斯政府ヲ
シテ土耳其公使ニ對シ新ニ要求ヲ提出セシメンコトヲ期待シツツア
リ

「グレイ」外務大臣ハ露國政府ガ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ニ
對シ然ル可キ壓迫ヲ加ヘ、以テ全人ノ軍事的行動ヲ抑制センコトヲ
期待シツツアリ。蓋シ波斯國民ガ波斯政府ノ意志ニ反シテ軍事的行

動ニ出ヅルコトハ徒ラニ波斯政府ノ立場ヲ窮地ニ陷入ルルニ過ギザルヲ以テナリ

「グレイ」外務大臣ハ若シ波斯政府ガ土耳其ニ對シ提議ヲ爲スコトヲ拒否スルカ、若クハ土耳其政府ガ自國軍隊ヲ速カニ撤退セシメザルトキハ、露國政府ガ軍事的行動ニ出ヅルトモ何等反對セザルベシ但波斯政府ハ恐ラク土耳其兵ノ撤退ヲ達成スルコト不可能トナルニ至ルベク、而シテ波斯政府ガ無力ニシテ其ノ中立政策ヲ維持スルコト不可能ナリトセバ、露國ノ軍事的行動ハ將來正當視セララルニ至ルベシ

右覺書ニ徴シ明白ナル如ク、「グレイ」外務大臣ハ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ行動ニ斷乎反對シツツアル處、右ハ左ノ如キ理由ニ基クモノナルベシ

(一)「シヨウジア・エツ・ドウレ」ノ行動ハ土耳其軍ニ對スル場合悉クク效果無カルベク、且他種族間ニ於テ「シヨウジア・エツ・ドウレ」

排撃運動ヲ挑發シ、以テ内亂ヲ惹起スルニ至ルベシ

(二)波斯政府ガ反對シタルニモ拘ラズ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ヲ利用シタル結果、秩序ノ紊亂ヲ來シタリトテ波斯政府ヨリ抗議提出セララルニ至ルベシ

(註)前掲三二、註三參照

四、外務大臣サソノフ宛駐英大使ベンケンドルフ發電報

(第七八九號 一九一四年十二月九日)

「グレイ」外務大臣ハ本日本使ニ對シ全大臣ガ來週月曜日迄休暇ヲ得テ旅行ニ出ル予定ナル旨述べタルニ依リ、本使ハ大ニ之ヲ慶賀シ置キタリ

「グレイ」外相ノ通告シ來リタル處ニ依レバ、全外相ハ波斯問題ニ付本使ト懇談シ、且全件ニ關シ「ビユーケナン」駐露大使宛ニ電報ヲ發センコトヲ希望シツツアル趣ナリ

尙「グレイ」外務大臣ハ波斯問題ニ關スル英露兩國協定ヲ是非共改訂スルノ必要アルコトヲ充分ニ認識シツツアリ。而シテ目下戰時ニ際シ交渉ヲ行フコトハ容易ナラザル處ナルモ、差當リ閣下（「サゾノフ」外務大臣）ト「ビユーケナン」駐露英國大使間ニ於テ交渉ヲ開始セラルトセバ、最モ好都合ナリトノ見解ヲ持シツツアリ。即チ「グレイ」外相ハ目下ノ處海戰・中立・貿易等ノ諸問題、財政上ノ大問題、東方諸國ニ對スル工作等ノ爲メニ極メテ多忙ナルヲ以テ、差當リ閣下ト「ビユーケナン」大使ノ間ニ於テ會商開始セララルベキヲ希望シツツアル次第ナリ。而シテ右予備的交渉ハ後日ニ於テ之ヲ正式化スルコト可能ナリトノコトナリ

「グレイ」外務大臣ガ本使ニ言明シタル處ニ依レバ、波斯ニ於ケル情

勢ハ極メテ「デリケート」ナルモノアリ。獨逸及土耳其ノ宣傳活潑ニ行ハレ獨逸ノ勝利ニ關スル虛偽ノ報道定期的ニ流布セラレツツアリ。而シテ右ノ如キ宣傳ヲ助長セシムルガ如キコトハ、波斯内ニ於テ一切之ヲ行ハザル様注意致度トノコトナリ

「グレイ」外務大臣ガ本使ニ對シ重ネテ言明セル處ニ依レバ、波斯ニ於テ強硬ナル手段ヲ採ルトキハ多大ノ反響ヲ示シ、汎回教主義的企圖ヲ瓦解セシムルニ至ルベク、而シテ英露兩國公使館ガ斷乎タル干渉政策ヲ採ルコトハ極力之ヲ回避スルノ要アリトノコトナリ

更ニ「グレイ」外相ハ波斯政府ハ自己ノ存續ヲ圖ランガ爲ノ資金ヲ所有スルノ必要アリ。然ラザルトキハ土耳其古ニ併合セララルノ惧アルベク、而シテ英國政府ハ露國政府ノ諒解ノ下ニ疲弊セル波斯國庫ニ融資スルノ用意アル旨言明セリ

四三、外務大臣サゾノフ宛駐露英國大使館發覺書

(一九一四年十二月十日)

「グレイ」外務大臣ハ波斯問題ニ關シ近ク訓令ヲ發シ來ル予定ナル處、差當リ「サゾノフ」外務大臣閣下並ニ「ピューケナン」英國大使閣ニ於テ、波斯問題ニ關スル英露協定改訂ノ商議開始セラレタル件ニ付款迎ノ意ヲ表シツツアリ。但「グレイ」外務大臣ハ目下戰爭ハ未ダ危機ノ域ヲ脱セズ、而モ今日迄ニ於テモ極メテ繁忙ナル事務行ハレ來リタル處、斯ル際ニ當リ英露協定改訂ノ討議ヲ開始スルハ果シテ時宜ニ適シ居ルヤ否ヤニ付疑義ヲ抱懷シツツアル次第ナリ。因ニ「グレイ」外務大臣自身モ亦可能ナル限り今後右討議ニ參加シタキ意向ニアリ而シテ英國大使館ハ差當リ一英國政府トシテハ波斯國會乃至波斯中央政府ニ對シ強制的手段ヲ以テ臨ムコトニハ參加シ得ザル旨一茲ニ指摘スル次第ナリ。即チ回教徒ハ今日ニ至ル迄土耳其古備ノ術策ニ服セザリシモノナル處、若シ波斯政府乃至國會ニ對シ強壓的行動ヲ以テ臨ムト

キハ回教徒ニ對スル土耳其古備ノ宣傳効ヲ奏スルニ至ルコト必至ナルベシ。然ル上ハ印度ニ於ケル英國ノ立場ニ甚大ナル損失ヲ齎ラスニ至ル可ク、且波斯國內並ニ其他ノ諸國ニ於ケル回教徒間ニ紛糾事件ヲ惹起スルニ至ルベシ。而シテ其ノ結果英國政府ハ今後戰爭ヲ繼續スルニ當リ勢カラザル妨害ヲ蒙ルコトトナルベシ

仍テ「グレイ」外務大臣ハ「サゾノフ」外務大臣閣下ガ政治的見地ニ基キテ波斯駐劄ノ露國公使並ニ各領事宛ニ嚴重ナル命令ヲ發セラレ、以テ波斯政府ニ對シ穩健ナル政策ヲ以テ臨ミ、且強壓的の行爲ト看做サルル一切ノ行爲ヲ抑制セラレンコトヲ依頼スル次第ナリ。例ヘバ露國官憲ハ波斯ニ於テ約六〇、〇〇〇磅ノ租稅ヲ徵收シタル處、之ヲ波斯國庫ニ引渡サザリシ如キ事件モ判明セリ

他方英國政府ハ露國政府ガ土耳其古軍ノ侵入ヲ阻止センガ爲メ、實際ニ必要トスル措置ニシテ地方的性質ヲ帶ブルモノニ對シテハ反對スルノ意志ナシ。而シテ露國政府ハ自國軍隊ヲ撤退スルコト不可能ナルノ故

ヲ以テ。「シヨウジア。エツ。ドウレ」ノ軍事行動ヲ合法化セシメン
トシツアル處、若シ「シヨウジア。エツ。ドウレ」ガ此ノ點ニ於テ
有効ナリトセバ英國政府ハ之ニ同意スベシ
次ニ「グレイ」外務大臣ハ「サソノフ」外務大臣閣下ガ希望シツア
ル波斯關係ノ一部更迭ニ付テモ反對セザル次第ナリ。右更迭ハ餘分ナ
ル壓迫ヲ加フルコトヲ要セズシテ之ヲ行フコト可能ナルベシ
最後ニ「グレイ」外務大臣ハ波斯中央政府トノ間ニ親善關係ヲ維持ス
ルコトガ絶對的ニ必要ナル旨露國政府宛重ネテ通告スル次第ナリ。何
トナレバ土耳其及獨逸ノ宣傳ガ勝利スルトセバ全波斯ハ反英、反露、
ノ巷ト化ス惧アル處、目下ノ處波斯政府ハ獨力ヲ以テ土耳其及獨逸ノ
宣傳ヲ實際的ニ妨害シツアルヲ以テナリ。「グレイ」外務大臣ノ見
解ニ依レバ英露兩國政府ハ一切ノ親土的分子ニ反對シ、且國民ノ動議
ヲ鎮壓セント努力シツアル波斯政府ニ對シ可能ナル限りノ援助工作
ヲ爲スノ必要アリ
波斯政府ニ若干ノ貸付ヲ爲スコトニ依リ波斯政府ノ瓦解ガ防止セラレ

且波斯政府ノ親英・親露的立場ガ維持セララルトセバ、英國政府ハ右
貸付ニ參加スルノ用意アリ（註一）

（註一）前掲四一參照

四三、外務大臣サソノフ宛テヘラン駐副公使ヨロストヴエツ發電報

（第六二二號 一九一四年十二月十一日）

電報第四三二〇號（註一）並ニ第四三二一號（註二）接到
露國政府ノ覺書並ニ之ニ對スル英國政府ノ抗議ノ内容ハ「タウンレイ」
公使宛ニ通告セラレ全公使ハ自己ノ見解ヲ倫敦政府ニ具申セル處右要
旨左ノ如シ

先ヅ第一ニ「タウンレイ」公使ハ全使ガ露國公使館トノ協力ヲ拒否シ

ツツアルコト、且露國側ニトリテ有害ナル波斯内閣ヲニ外務大臣並ニ其ノ子息ヲ支持セントシツツアルコトニ備シ、斯ル事實無シトテ之ヲ否定セリ

「タウンレイ」公使ノ見解ニ依レバ、波斯内閣ノ卑劣、弱化、輿論ニ逆行セントスル傾向ニ付テハ全政府ニ罪アルモ、其ノ敵性並ニ對土耳其親善政策ニ付テハ之ヲ問責シ得ザル趣ナリ。但「タウンレイ」公使ニモ波斯政府ノ抱懐シツツアル敵性並ニ親土の傾向ニ付キ、重要ナラザル若干ノ資料ヲ存スル由ナリ。例ヘバ英國ノ保護下ニアル「センジアプリ」族酋長ハ「波斯政府モ共鳴シツツアルヲ以テ土耳其軍ガ國境侵犯ヲ爲ストキハ之ニ助力ヲ與ヘラレタシ」トノ依頼ヲ土耳其ノ「ハネケナ」陸軍中佐ヨリ申越シ來リタル由ナリ

尙「タウンレイ」公使ハ波斯内閣ノ更迭ヲ有益ト看做シツツアルモ、之ヲ一舉ニ行フコトハ不可能ナルヲ以テ、差當リ「ファルマン」・「ファルマ」公ヲ入閣セシメ之ガ補強工作ヲ行フベク、但右工作ニ當リテハ

慎重ヲ期スルノ要アリ。特ニ波斯政府ハ露國側ニ對シ極度ニ猜疑心ヲ抱キツツアルヲ以テ、必要ナル工作ハ英國公使館ノ手ニ依リテ之ヲ行フガ良策ナルベシトノ趣ナリ。而シテ公然ト内閣ノ改造ヲ主張スルコトハ徒ニ有害ナル結果ヲ招致スルニ過ギザルベク、且内政干涉ノ非難ヲ惹起セシメ、又土耳其亞ニ獨逸側ノ奸計ヲ助長セシムルニ至ルベシトノコトナリ。「タウンレイ」公使ノ入手セル情報ニ依レバ土耳其側ハ汎回教宣傳ノ目的ノ下ニ莫大ナル運動資金ヲ入手シタル趣ナリ
更ニ「タウンレイ」公使ハ右ト全一ノ理由ニ基キ、目下ノ處波斯國會ハ其ノ敵性ヲ表明シ居ラザルヲ以テ、國會反對ニ關スル何等カノ手段ニ出ヅルコトハ時宜ニ適セザル旨述べタル趣ナリ。而モ「タウンレイ」公使ハ「アゼルバイジャン」地方ヨリ議員ヲ派遣スルコトニ協力シ、以テ露國側ガ「アゼルバイジャン」地方ト波斯中央政府間ノ關係ヲ斷絶セシメントシツツアリトノ流説ヲ打破センコトヲ希望セリ。尙波斯國王ニ勸キカケンコトヲ勸告シタルニ對シ、「タウンレイ」公使ハ波

斯國王ハ國政ニ參與シ居ラズ且勢力ヲ有セズト回答セリ
 本使モ「タウンレイ」公使ノ右意見ニ同意ナリ。即チ波斯國王ハ殆ン
 ド獨自的勢力ヲ有セズ。狹隘ナル宮殿外ニ於テハ何等ノ役割モ演ジ居
 ラザルヲ以テ之ニ訴フルコトハ無益ナルベシ。而シテ若シ「ファルマ
 シン。ファルマ」公ガ入閣スルトセバ、「ファルマン。ファルマ」公ハ
 全公自身ノ手ヲ以テ他ノ諸關係ヲ漸次更迭セシムルニ至ル可シ。斯ル
 措置ハ内閣ノ危機ヲ招致スルコトヨリハ好マシキコトナリト思料ス
 尙外務大臣ノ下馬評ニ上リ居ル「ウスーグツ。ドウレ」ハ露國ノ支持
 ヲ受ケツツアルモ、猛烈ナル反對意見アルヲ以テ外務大臣トシテハ差
 當リ「アラ。オツ。ソルタネ」ヲ留任セシムベシトノ趣ナリ。尙「ウ
 スーグツ。ソルタネ」ニ對シテハ僧侶階級モ反對ヲ唱ヘ居ル次第ナリ。
 又「ムシーレツ。ドウレ」ハ活動性ニ乏シク且病身ナルヲ以テ大臣ノ
 重責ニ不適當ナルベシ
 更ニ「タウンレイ」公使ハ「ムイノル。ヴオザラー」ニハ在外使臣例

ヘバ駐英公使ノ椅子ヲ與フルベク、而シテ此ノ點ニ付波斯政府當局
 ヲ説得スベキ旨約シタリ
 次ニ「タウンレイ」公使ハ「クルド」族ヲ統合スルノ件ニ付之ガ可
 能性ヲ否定セリ。而シテ兵力五萬ナル數字ハ餘リニモ誇張セラレタル
 モノニシテ、且「クルド」族遊牧民ハ大ナル戰闘的意義ヲ有シ得ザ
 ル旨述ベタリ。而シテ「タウンレイ」公使ノ見解ニ依レバ「シヨウジ
 ア。エツ。ドウレ」ヲ利用シ以テ事態ヲ紛糾セシムルコトハ之ヲ避ク
 ベク、而シテ「クルド」族ヲ擊破センガ爲メニハ何レニセヨ若干數
 ノ露國軍隊ヲ準備シ置ク必要アルベシトノ趣ナリ
 「タウンレイ」公使ノ見解並ニ全便ノ立案セル行動方針ニ對シテハ本
 使モ全く同感ナリ。即チ露國側ニ對シ敵性ヲ抱キツツアリト思料セラ
 ルル波斯内閣ニ補スル「タウンレイ」公使ノ見解、國會ニ關スル見解、
 波斯政府ニ對シ好シキ恐怖感ヲ與ヘ居ル「シヨウジア。エツ。ドウレ」
 ニ關スル見解等ハ何レモ正當ナル見解ニシテ、「シヨウジア。エツ。

ドウレ」ハ之ヲ守護スルノ必要アリ
 因ニ「タウンレイ」公使ハ引續キ無爲無策ノ態度ニ出ツルコトガ危険
 ナルコト、並ニ露國側ト大イニ協力スルコトガ時宜ニ適シ居ルコトヲ
 認識シツツアルモノノ如シ

(註一) 前掲三九参照

(註二) 「クレーム」政務局長ハ一九一四年十二月四日附電報ヲ以
 テ、「ビューケナン」英國大使ヨリ手交セラレタル覺書ノ内容
 ヲ「コロストヴエツ」公使宛ニ通告シ次ノ如ク述ベタリ。「英
 露兩國公使館ハ若キ波斯國王ヲ指導シ、以テ新聞條特ニ「アラ、
 オツ・ソルタネ」外務大臣ノ後任者ヲ選擇スルノ必要アリ。ア
 ラ。オツ・ソルタネ」外務大臣ハ老齡且病身ノ爲メ獨立ノ活動
 ナ爲シ得ザルコト判明シ、且波斯青年黨ノ指導者ニシテ極端ナ
 ル反露主義者タル其ノ子息「ムイン・ノル・ヴエザーレ」ノ勢
 力下ニ屈服シ居ル次第ナリ

尙「クレーム」政務局長ハ右電報中ニ於テ次ノ如ク述ベタリ
 「仍テ露國政府ハ英國政府ニ依頼シ「タウンレイ」公使ヲシテ
 貴使(「コロストヴエツ」公使ト相協力セシメ、以テ英露兩國
 政府ノ意圖ニ合致セル新内閣ヲ成立セシムル棟努力スルコトト
 ナレリ。特ニ「アラ。オツ・ソルタネ」外務大臣ノ後任者選擇
 ニ注意スルノ必要アリ

四四 外務大臣サソノ宛駐英大使ベンケンドルフ發電報

(第八〇二號 一九一四年十二月十五日)

貴電第四四四二號 (註) 接到

「タウンレイ」外務大臣ハ水曜日迄不在ナルヲ以テ、本使ハ本電報ノ内容

ヲ「ニコルソン」ニ對シ意外ナル事實ニ觸シ痛ク驚愕セル旨述べたり。即チ「タウンレイ」公使ノ發言ハ單ニ意外ナリシノミナラズ英露兩國公使館ノ協力中止ヲ意味スルモノニシテ、而モ波斯政府ノ面前ニ於テ行ハレタル次第ナリ。

右ニ付「ニコルソン」ハ本使ニ對シ次ノ通り回答セリ即チ「ニコルソン」ノ見解ニ依レバ、「タウンレイ」公使ハ原則的意味ニ於テ強ク主張シタルモノニ非ズ。單ニ「シヨウジア。エツ。ドウレ」ニ對シ公的地位ヲ與ヘントシタルニ過ギズトノコトナリ

但「ニコルソン」ハ「グレ」外務大臣不在ナルニモ拘ラズ非公式ニ交渉ヲ爲シタキ旨本使宛ニ申越シタリ。「ニコルソン」ハ貴電ノ結論ヲ極メテ重大視シ居ルモノノ如シ

尙「ニコルソン」ハ「テヘラン」ニ於ケル情勢ニハ極メテ憂慮ニ堪ヘザルモノアリトテ次ノ如ク本使ニ述べたり。即チ(1)「テヘラン」ノ現狀ハ實際ニ危機ヲ包藏シ居ルコト、(2)「テヘラン」ニ於テハ獨逸及土

耳古側ノ惡宣傳強化シツツアルコト、(3)右獨逸及土耳其側ノ惡宣傳ガ波斯ヲ紛糾ノ渦中ニ引入ルルコトアラバ、英國ニトリテ極メテ重大ナル意義ヲ持ツ直接且切實ナル脅威ヲ齎ラスニ至ルベキコト等之ナリ。仍チ本使ハ「ニコルソン」ニ次ノ如ク回答セリ即チ本使ハ「ニコルソン」ノ右言明ニ徵シ、事變ヲ速カニ且積極的ニ調整スルノ必要アルヲ認ムル旨述べたり。而シテ「ニコルソン」ハ本使ノ捷書ニ同意シ且兩國公使館ニハ關係無ク、閣下へ「サゾノフ」外務大臣ニ並ニ「ビユ」ケナン」大使ニ於テ行ハルベキ會商ノ成敗ニ對シ多大ノ期待ヲ懸ケ居ル旨述べたり

本使モ亦右ノ如キ方法ニ依リテ兩國間ノ協定成立シ得ルモノト思料ス。但本使並ニ「ニコルソン」ノ兩者ハ次ノ點ニ於テ意見ノ一致ヲ見たり。即チ英露兩國ノ見地ヨリ見ルモ、又戦時ニ於テ波斯ガ危險ナル勢力ヲ爲スニ至ルベキコトニ徴スルモ、英露兩國政府間ノ協定ノミニテハ不充分ニシテ、先ヅ第一ニ右協定ヲ現地ニ於テ適用實施スルノ必要アル

ベシ。而ルニ「タウンレイ」公使ノ前記聲明ニ依レバ之ヲ期待スルコト不可能ナル次第ナリ

仍テ本使ハ「ニコルソン」ニ對シ「余ハ貴官ガ最善ノ努力ヲ致サルベキコトヲ確信スルモノナレドモ、英國政府ハ右工作ニ付勢ヲトモ然ル可キ熱意ヲ表明スベキナリ」ト述べタリ。而シテ「ニコルソン」ハ右ニ付「グレイ」外務大臣ノ聘任ヲ俟チテ直ニ此ノ重大問題ノ検討ニ着手スベキ旨答ヘタリ

更ニ「ニコルソン」ハ高加索總督麾下ノ波斯「コサツク」兵二〇〇名ヲ臨時「シヨウジア」エツ・ドウレ」ノ指揮下ニ移スベキ計畫ニ付本使ト談合シタリ。「ニコルソン」ハ斯ル措置ガ波斯側ノ中立侵害トナリ、而モ右侵害ガ土耳其側ノ利用スルトコロトナルヲ危懼シツツアリ。仍テ本使ハ未ダ此件ニ付何等情報ヲ入手シ居ラザル旨「ニコルソン」ニ回答セリ

尙本使ハ「タウンレイ」公使ノ聲明ニ關シ「オリフアント」ト交渉スベキコトヲ「サブリン」ニ委任セリ。因ニ「オリフアント」ハ「ビユ」

ケナン」大使ガ全一ノ件ニ付打電シ來リタル旨答辯セリ。「オリフアント」ハ實狀ニ精通セズ事件ガ單ナル誤解ニ基クモノト思料シツツアルモノノ如シ。尙「タウンレイ」公使ニ對シテハ全使ノ釋明ヲ求メタル電報發セラレタリ

(註)「サブリン」外務大臣ハ「ペンケンドルフ」大使宛電報第四四四二號(一九一四年十二月十三日附)ヲ以テ「コロストヴエツ」駐波露國公使並ニ「タウンレイ」駐波英國公使ガ「モストウフイ」オム。ママレク」波斯總理大臣ト會見セル際ニ於ケル會談内容ニ付左ノ通り通知セリ

一右會談ニ於テ「タウンレイ」公使ハ主トシテ次ノ如キ發言ヲ爲シタリ。即チ(1)露國軍隊ノ撤兵ヲ極メテ望マシキモノト認ムルコト、(2)露國側ハ「シヨウジア」エツ・ドウレ」ノ罷免ニ關スル主張ヲ波斯側ガ撤回スル代償トシテ、露國軍隊ノ撤兵ニ同意スベキコト、(3)而シテ斯ル場合ニ於テ「シヨウジア」エツ・

ドウレハ之ヲ總督直屬ノ「アゼルバイジャン」地方司令官ニ任命スベキコト等ヲ述ベタリ
 而シテ「サゾノフ」外務大臣ハ右ニ付左ノ如キ意見ヲ述ベタリ
 「タウンレイ」英國公使ノ爲シタル斯ル聲明ハ「アゼルバイジャン」地方ヨリ露國軍隊ヲ撤退スルコト不可能ナルヲ認メタル「ダレイ」英國外務大臣ノ見解ニ明カニ矛盾スル言動ナリ

四五 外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使ヨリストブエツ發電報
 (第六二五號 一九一四年十二月十五日)

貴電第四四三〇號(註一) 接到

「タブリズ」駐劄總領事「オルロフ」發電報第三九三號(註二)ニ關

シ
 右電報第三九三號中ニ於テ提案セラレタル處置ハ「アゼルバイジャン」ヲ孤立化セシムル上ニ於テ新ナル推進力ヲ與フルモノニシテ、當地ニ於テハ右以外ノ解釋ハ行ハレザルベシ。而シテ斯ル措置ハ「波斯」ノ輿論ヲ刺激セシメズ、且同教徒ノ惡宣傳ヲ強化セシムルガ如キコトハ一切之ヲ避ケ、而シテ「タウンレイ」英國公使ト協力行動スベシトノ御訓令ニモ合致セザルコトナリト思料ス。而モ「タウンレイ」英國公使ハ各種ノ問題ニ關シ、例ヘバ國會開會問題、「シヨウジア」エツ。ドウレ」罷免問題、内閣更迭問題、「アゼルバイジャン」撤兵問題並ニ一般ニ「アゼルバイジャン」地方行政干涉中止問題「露國側」ハ反對ノ見解ニ立チ、而シテ一九〇七年度英露協定ノ諸原則ニ基キテ波斯ノ獨立權並ニ行政ノ中央集權主義ヲ固執シ續ケツツアリ。而モ加之「タウンレイ」公使ハ今ヤ波斯ノ中立政策ヲ尊重スルノ義務アル旨附言シツツアル次第ナリ。「タウンレイ」公使ハ斯ル見解ヲ卒直ニ波斯側ニ

聲明シ、以テ本使トノ協力行動ヲ實際ニ妨害シ且本使ヲ屢々窮地ニ陥
レツツアリ

次ニ「シヨウジア。エツ。ドウレ」ノ件ニ付キ、本使ハ次ノ如キ意見
ヲ具申スルノ義務アルモノト認ム。即チ「シヨウジア。エツ。ドウレ」
ガ「アゼルバイジャン」地方ニ在任スルトセバ波斯側ノ不満ヲ強化ス
ルコト必至ニシテ、而モ右ハ露國側ニ對スル重大ナル非難ノ一原因ヲ
爲シ、且露國ノ一般的勢力並ニ對波國交調整ノ見地ヨリ見レバ、利益
ヨリハ寧ろ多大ノ損害ヲ齎ラスモノナルベシ（註三）。而シテ何等カ
ノ適當ナル口實ヲ設ケ「シヨウジア。エツ。ドウレ」ヲ罷免スルトセ
バ當地ニ於ケル情勢ハ著シク緩和セラルベシ

尙本使ガ既ニ具申シタル「國會反對行爲ハ望マシキコトニ非ズ」トノ
意見ハ親露分子モ之ヲ確認シツツアリ。而シテ親露主義者ハ「假令英
露兩國公使館ガ協力行爲ニ出ズルトスルモ、其ニ對スル何等カノ責任
ハ一切露國側ニ課セラルベシ」トノ危懼感ヲ抱キツツアリ（註四）。

（註一）「コロストヴエツ」公使ハ一九一四年十二月九日附電報第

六一五號ヲ以テ左ノ如ク報告セリ

「「サアド。エド。ドウレ」ノ見解ニ依レバ、目下ノ處國會内
ニハ露國側ノ味方タル「アゼルバイジャン」地方選出ノ議員數
極メテ少キニモ拘ラズ、右議員ハ大ナル勢力ヲ有スルニ至リ、
且現在強力ナル民主主義的波斯國會ノ親獨・親土の分子ヲ或程
度無力化セシムルコト可能ナルベシ

一方露國側ガ「アゼルバイジャン」ニ於ケル國會議員選舉ノ執
行ヲ許容スルトセバ、波斯ニ於ケル輿論ニ對シ好印象ヲ與ヘ、
且國會ノ正當ナル機能ヲ露國側ガ援助セントシツツアル證左ト
モナルベシ。加之露國側ハ「アゼルバイジャン」地方ヲ波斯中
央政府ヨリ分離獨立セシメントシツツアリトノ非難ヲ蒙リツツ
アル處、「アゼルバイジャン」ニ於テ選舉ノ執行ヲ許容スルニ
於テハ右非難ハ否定セラルベシ」

右電報第六一五號ニ關シ「サゾノフ」外務大臣ハ一九一四年十二月十二日附電報第四四三〇號ヲ以テ左ノ如ク訓令セリ
 一貴電第六一五號接到

「アゼルバイジャン」地方ニ於テ果シテ親露分子ガ議員ニ選出セラルルヤ否ヤ疑問ナリ。又右親露的議員モ「テヘラン」ニ赴クトキハ新シキ環境ノ影響ヲ受ケ、其ノ對露觀ヲ變更スルニ至ルコトモアリ得ベシ。而シテ露國政府ハ引續キ次ノ如キ見解ヲ持スルモノナリ。即チ國會ヲ合法的ニ解散シ得ルガ如キ情勢(例ヘバ定員數ニ滿タザルノ故ヲ以テ國會ヲ解散セシムルコト)ヲ形成セシムル工作ガ目下ノ處妥當ナリト謂ヒ得ベシ
 英國政府ハ察スルニ波斯國會ノ強制的解散ノミニ反對シツツアルモノノ如シ

尙本件ニ關シテハ新內閣ニ入閣ヲ予定セラレ居ル人物、特ニ「ワスーダツ・ドウレ」並ニ「フアルマン・フアルマ」ノ意見ヲ知

リ置ク必要アリ

又「タウンレイ」英國公使ニ對シテモ以上ノ見解披擲シ置カレ
 タシ

(註二) 舊外務省記録中ニ發見シ得ズ

(註三) 「クレーム」政務局長ハ一九一四年十二月二十日附電報第四五二二號ヲ以テ「タプリズ」駐劄總領事「オルロフ」宛左ノ如ク通告セリ

一「サゾノフ」外務大臣ハ政治的考量ニ基キテ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ヲ「アゼルバイジャン」地方ヨリ退去セシムルコト是非共必要ナリト看做シツツアリ。而モ露國政府ガ「シヨウジア・エツ・ドウレ」ニ付期待シ居リタルコトハ悉ク實現セラレザルヲ以テ、之ヲ退去セシムルハ蓋シ當然ナリ

(註四) 本電報ハ更ニ續キアリ。尙「コロストヴエツ」公使ハ最後ニ波斯問題ニ關スル英露兩國公使館ノ見解ニ相違アルヲ指摘シ、

一刻下ノ紛糾セル事態ノ根本的解決ハ極メテ重大ナル問題ナル處、一九〇七年英露協定ニ觸レズシテ之ヲ解決スルコトハ恐ラク不可能ナルベシト結ベリ

第十章 波斯ノ參戰問題

一、駐英大使ベンケンドルフ宛外務大臣サソノフ發電報

(第二二七六號 一九一四年八月十七日)

若干ノ徵候ヨリ推測スルニ、獨逸並ニ土耳其側ハ波斯ヲ其ノ味方ニ引入レントスル工作ヲ行ヒツツアルモノノ如シ。而シテ何レニセヨ豫メ波斯側ニ對シ何等カノ術策ハ波斯ニトリテ破滅的結果ヲ齎ラスニ過ギザル旨説明シ、波斯政府ノ注意ヲ促シ置クコト必要ナリト思料ス

一方波斯政府ニ對シ、一對土耳其紛争ニ際シ波斯ガ英露兩國ニ助力スルトセバ、波斯ハ神聖ナル回教勢力地帯タル「ケルベラ」並ニ「ネドジエフ」地方ヲ得ルコト可能ナルベシト傳ヘ置カバ全波斯ヲ英露ノ陣營ニ引入ルルコト容易ナルベシ

此件ニ關シ「グレイ」英國外務大臣ト交渉セラレタシ。而シテ「グレイ」外相ニ依頼シ「タウンレイ」公使宛ニ訓令ヲ發セシメ、全使トヨ

ロストヴエツ」公使ガ然ル可キ協同工作ニ付協議シ得ル様御取計相成度シ。本電報ハ「テヘラン」ニ轉電セリ（註）

（註）「コロストヴエツ」公使ハ一九一四年八月二十日附電報第四

一三號ヲ以テ左ノ通り報告セリ

一「モストウファイ・オル・ママレク」波斯總理大臣ニ對シ波斯自身ノ利益ノ爲メ、親土的示威工作乃至宣傳ヲ自制シ、且慎重ナル態度ヲ持スル必要アル旨指摘シタル處、全首相ハ次ノ如キ保證ヲ爲シタリ。即チ波斯政府ハ不動ノ親露的政策ヲ堅持センコトヲ決心セリ。而シテ「モストウファイ・オル・ママレク」ノ期待シ居ル處ニ依レバ、波斯國民ハ充分賢明ナルヲ以テ祖國ヲ重大紛糾ノ渦中ニ投ズルガ如キコトハ無カルベシトノコトナリ

（備考）

尙「アゼルバイジャン」地方ニ於ケル露國及土耳其間ノ紛争問題並ニ波斯引入工作ニ付テハ左記參照ノコト

（一）外務大臣「サゾノフ」宛「ダブリズ」駐劄總領事「オルロフ」發電報第八三五（前掲第九章三一參照）

（二）外務大臣「サゾノフ」宛「テヘラン」駐劄公使「コロストヴエツ」發電報第五九二號（前掲第九章三一參照）

（三）外務大臣「サゾノフ」宛「テヘラン」駐劄公使「コロストヴエツ」發電報第六〇七號（前掲第九章三六參照）

（四）外務大臣「サゾノフ」宛駐英大使「ベンケンドルフ」發電報第七六七號（前掲第九章三七參照）

（五）外務大臣「サゾノフ」宛駐英大使「ベンケンドルフ」發電報第七七〇號（前掲第九章三八參照）

（六）「テヘラン」駐劄公使「コロストヴエツ」宛外務省第三政務局參事官「タレーム」發電報第四三二〇號（前掲第九章第三九參照）

（七）外務大臣「サゾノフ」宛駐英大使「ベンケンドルフ」發電報

第七七八號（前掲第九章四〇參照）

(八) 外務大臣「サゾノフ」宛駐露英國大使館發覺書（前掲第九章四二參照）

(九) 外務大臣「サゾノフ」宛駐英大使「ベンケンドルフ」發電報第八〇二號（前掲第九章四四參照）

(十) 外務大臣「サゾノフ」宛「テヘラン」駐副公使「コロストヴエツ」發電報第六二五號（前掲第九章四五參照）

二、駐英大使「ベンケンドルフ」宛外務大臣「サゾノフ」發電報

（第三六五六號 一九一四年十月二十四日）

今「アゼルバイジャン」ニ於テ土耳其古軍反撃ノ爲メ軍事行動ヲ行フ

コト絶對ニ避ケ難キ事情トナリタルヲ以テ、露國政府ハ露國側ニ有利ナル情勢ヲ招來センガ爲メ、不本意乍ラ波斯ノ主權並ニ中立政策ニ反スル何等カノ行動ニ出ヅルノ止ムナキニ至レリ（註一）。

而シテ波斯ノ中立ハ有名無實トナリ、且露國側ハ波斯政府ノ抗議ヲ無視スルノ止ムナキニ至ル爲メ、種々面倒ナル事件ヲ惹起スベシ。加之、斯ル事情ハ露國側ノ行動ニ對シ波斯強壓ノ性質ヲ附與スルニ至ル可ク、從テ回教界ニ惡印象ヲ與ヘ、且其他ノ回教國ニ於テ反英、反露ノ氣運ヲ醸成セシムルニ至ルベシ。因ニ回教國ニ於テ反對氣運ヲ醸成セシムルコトハ「ビユーケナン」英國大使ノ言ニ依レバ、英國政府ノ最モ恐怖シツツアル處ナリ。

尙本官ノ見解ニ依レバ、斯ル事諒ヨリ脱出ノ道トシテハ只次ノ一方法アルノミナリ。即チ波斯ヲシテ其ノ威信並ニ威嚴ノ爲メ露國ノ陣營ニ加擔セシムル様之ヲ說得シ、以テ露國ノ敵對國トノ一切ノ關係ヲ絶タシメ、且波斯ノ可能トスル援助ヲ露國側ニ提供セシムルコト之ナリ。

而シテ露國側ハ右ノ代償トシテ、(1)波斯ノ領土保全ヲ毀損セザルコト、
 (2)對土耳其戰ニ勝利ヲ得ル曉ハ回教界ノ聖地タル「ネドジエヲ」並ニ
 「ケルベラ」ヲ報償トシテ提供スベキコトヲ波斯側ニ保證スルコトヲ
 得ベシ。而シテ斯ル工作ハ回教界ニ於テ英國並ニ露國ニ對シ好印象ヲ
 與フルニ至ルベシト思料ス(註二)
 右ノ件ヲ速カエ「グレイ」英國外務大臣ニ傳達シ、且「デヘラン」ニ
 於テ協同工作ニ出ツベキコトヲ提議セラレタシ。尙交渉ノ結果ニ付キ
 折返シ復電相成度シ

(註一)「ストリツツア」發電報第二四六號(一九一四年十月十九
 日附)ハ左ノ如ク通報セリ

「波斯ガ其ノ中立政策ヲ維持スルコト不可能トナリ、且之ヲ願
 慮スル必要無シトノ命令ヲ入手シタル爲メ、露國軍司令官ハ「
 オロバノフ」將軍ニ對シ「アゼルバイジャン」地方ニ於ケル獨
 逸、埃他利及土耳其ノ領事全部、並ニ反露的的市民ノ逮捕命令ヲ

發シタリ

「タプリズ」駐劄總領事「オロロフ」ハ一九一四年十月二十一
 日附電報第七五九號ヲ以テ各國領事ノ追放ガ波斯側ニ對シ露國
 ニ有利ナル印象ヲ與ヘ、且波斯側ノ叩頭的態度ガ一層低クナリ
 タル旨報告セリ

「コロストヴエツ」公使ハ一九一四年十月二十三日附電報第五
 三二號ヲ以テ領事追放ニ關シ、「タウンレイ」公使ガ「コロス
 トヴエツ」公使宛ニ指摘シタル希望條項ニ付報告セリ。即チ「タ
 ウンレイ」公使ハ波斯ノ輿論ニ對シ惡影響ヲ與フルガ如キ行動
 ハ之ヲ避ケラレタキ旨申入レタルモノナリ

(註二)「コロストヴエツ」公使ハ一九一四年十月二十二日附電報
 第五三〇號ヲ以テ左ノ如ク報告セリ

「波斯政府ハ今後勃發スルコトアル可キ軍事行動ヲ豫見シ、曩
 ニ波斯政府ガ嚴正中立ヲ宣言シタルコトヲ再ビ確認スル勅令ヲ

今回更ニ發布スルニ至レリ。而シテ波斯外務大臣ハ右勅令ヲ同封セル覺書中ニ於テ、「露國政府ハ波斯ノ中立ヲ尊重シテ波斯領土内ニ於テ戰爭ヲ勃發セシムルコトヲ阻止セラレタク。且波斯ノ避ケ難キ不幸ヲ未然ニ防ガレタキ」旨ノ希望ヲ表明セリ。

三、駐露英國大使ビユーケナン宛外務大臣サソノフ發覺書

(一九一四年十一月一日)

露國政府ハ熱慮シタル結果、一對土耳其紛爭ニ際シ公然ト露國及英國ノ味方ニ立ツベキコトヲ波斯政府ニ提議スルハ時宜ヲ得タル措置ニ非ズ一トノ結論ニ到達セリ
先ツ第一ニ波斯ノ如キ回教國政府ガ斯ル決議ヲ爲シ得ルヤ否ヤニ付多

多大ノ疑問ヲ存ス。而モ波斯ハ軍備ヲ有シ居ラズ。而シテ例ヘバ「ゾハブ」及「モハムダラ」兩ノ對土耳其國境線ノ如キハ英露兩國軍隊ノ共ニ到達シ得ザル地方ニシテ、波斯側ハ斯ル地方ニ於テ土耳其側ヨリ攻撃ヲ蒙ルコトアリ得ベシ

仍テ露國政府ハ左記ノ如キ提議ヲ爲スモノナリ

(1) 「テヘラン」駐劄ノ英露兩國公使館ハ協同工作ニ出デ、英露兩國ノ親善主義ヲ波斯政府ニ保證スベキコト

(2) 英露兩國公使館ハ波斯ノ不可侵性ヲ斷乎保護スルノ意志アルヲ波斯政府ニ對シ確認スベキコト

(3) 英露兩國公使館ハ波斯政府ニ對シ、一波斯政府ガ英露兩列強ノ聯合國タルコトヲ自ラ宣明セズシテ、然ル可キ支持ヲ英露兩國ニ與フベキコト一ヲ提議スルコト

而シテ斯ル場合波斯側ハ會テ一八七七一七八年ノ露土戰爭ノ際ニ波斯ガトリタルガ如キ行動方針ニ立脚スルコトトナルベシ

地方英露兩國公使館へ今次戦争ガ有利ナル解決ヲ見ルニ至ルトキハ、波斯ハ相當ノ補償ヲ期待シ得ベキコトヲ波斯政府ニ理解セシムル必要アリ（註）

（註）「サソノフ」外務大臣ハ一九一四年十一月三日附電報第三八二三號ヲ以テ、「コロストヴエツ」公使ニ對シ、「波斯國トノ會談ニ際シテハ對露親善主義ガ波斯側ニトリテ有利ナルコト、並ニ土耳其及波斯間ノ利益ハ兩立シ難キコトヲ非公式ニ述ベラレタシ」ト提言シタリ

四、外務大臣サソノフ宛駐露英國大使館發覺書

（一九一四年十一月一日）

「グレイ」外務大臣ハ「サソノフ」外務大臣閣下ガ左ノ點ヲ御諒承セ

ラレンコトヲ希望シツツアリ。即チ英國政府ガ波斯ノ中立ノ放棄セラレザルコトヲ希望シツツアルハ「白耳義」ニ於ケル獨逸側ノ行動方法、並ニ波斯領土内ニ於ケル英露兩國ノ對土耳其古攻撃ノ間ニ於テ類似ノ方法行ヒ得ルコト判明スルニ至ル場合ニ生ズルコトアルベキ紛糾問題ヲ考慮シタル爲ナリ。從テ「グレイ」外務大臣ハ「波斯」英露兩國トノ協同行爲ニ誘フベシト「サソノフ」外務大臣閣下ノ提議ヲ支持スルモノナリ

一方斯ル工作ハ「アゼルバイジャン」地方ニ於ケル露國軍隊ノ駐劄ニ依リテ毫モ變更ヲ生ズルコトナカルベシ。即チ露國軍隊ハ波斯自身ノ手ニ依リテ行フコト不可能ナル治安ヲ維持センガ爲メ「アゼルバイジャン」地方ニ駐屯シツツアリ。而シテ土耳其古ガ波斯ノ中立ヲ侵害スルトキハ英露兩國政府ハ其ノ權益維持上必要トスル手段ヲ講ズルノ權利ヲ有スルモノナリ

尙「グレイ」外務大臣ハ「現在ニ於テ土耳其古ニ對スル軍事行動ヲ或ル

程度制限スルノ止ムナキニ至ルトモ、英露兩聯合軍ノ全力ヲ獨逸ニ對シテ集中スルノ要アリトノ見解ニ全ク同意ナリ。而シテ「ダレイ」外務大臣ノ知ル限りニ於テハ、露國軍當局モ右見解ヲ支持シツツアルモノノ如シ。仍テ英國側ハ國內ニ二箇大隊ノミヲ留メ置キ且土耳其攻撃ノ爲メニハ近東ニ出來ルダケ少數ノ軍隊ヲ留メ置クコトトスベシ但英露兩國ガ對獨紛爭ヲ解決スルニ至ル迄、對土耳其軍事行動ヲ如何ニ制限スルコトアルトスルモ、「ダレイ」外務大臣ハ次ノ如キ見解ヲ抱懷スルモノナリ。即チ土耳其側ノ行動ハ海峽問題、並ニ「コンスタンチノール」問題ヲ含ム土耳其問題ノ全面的解決ヲ必要トスルニ至リタル處、之ガ解決ハ露國ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ實現シ難シ。而シテ此ノ問題ハ目下行ハレツツアル軍事行動ノ過程ニ於テ、土耳其ノ主權ガ實際ニ滅亡スルトセザルトニ關係無ク、獨逸ガ敗戦シタル後ニ於テ始メテ解決セラルルモノナルベシ

五、外務大臣サソノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第五七一號 一九一四年十一月五日)

貴電第三七九〇號(註) 接到

波斯政府ハ好意的中立ヲ遵守スルノ用意アル旨聲明シタル處、土耳其軍ノ侵入ヲ防止スベキ手段ヲ有セザル爲メ、英露兩國ニ對スル積極的支援ト解釋セラルル虞アル一切ノ工作ヲ避ケンコトヲ希望シツツアリ。而シテ波斯政府ハ回教ニ對スル裏切行爲ニ關スル非難、並ニ獨逸及土耳其側ヨリノ強行政策ヲ避ケンコトシツツアル次第ナリ但波斯政府ハ既ニ各官廳、僧侶階級並ニ各種族ノ酋長等ニ對シ、反露的行動ヲ自制スベシトノ命令ヲ發シタリ。而ルニ波斯側ノ右保證ニモ拘ラズ波斯政府ノ方針ハ動搖シツツアリ。「アゼルバイジャン」地方ヨリハ不安ナル報道入り來ル有様ナリ「ウシアコフ」ノ計畫ハ土耳其内即チ主トシテ「バグダツド」鐵道地帶ニ居住シ居ル「クムド」族、並ニ「ルール」族ニ關スル問題ニシ

テ、右兩種族ヲシテ防禦設備ヲ有セザル「バグダツド」地方ヲ攻奪セシメントスルニ在リ。而シテ其ノ結果波斯側ノ對土耳其古行軍行動開始問題ハ自然消滅スル一方、土耳其古内ニ於テハ「アルメニア」ニ於ケルガ如キ内亂ヲ惹起スルニ至ルベシトノ説ナリ

「ウシアコフ」ノ右計畫ガ如何ナル程度ニ合理的ナルカハ之ヲ検討スルコト不可能ナレドモ、本使ハ先ヅ第一ニ「ウシアコフ」麾下ノ波斯部隊ガ「クルヂスタン」ニ駐屯シ居ルコトニ付キ原則的検討ヲ加フルノ要アリト思料ス

「ブラズノフ」ノ見解ニ依レバ、(1)右部隊ヲ増強スルカ或ハ、(2)之ヲ全然「チヘラン」ニ召還スルカノ二者其ノ一ヲ選ブ必要アリ。本使モ亦右「ブラズノフ」ノ見解ニ同意ナリ。而シテ右部隊ハ現在ノ部隊編成上ヨリ見ルニ、土耳其古軍ノ「クルヂスタン」攻撃ニ對スル反響ニ付何等ノ保證ヲモ與ヘ居ラズ。而モ右部隊ハ波斯ノ軍隊ナルニモ拘ラズ、全部隊ノ對土耳其古軍事行動ハ一露國ガ波斯ノ中立ヲ侵害セリトノ非

難ヲ惹起セシムルニ至ルベシ
御調令相成度シ

(註)「サゾノフ」外務大臣ハ一九一四年十一月二日附電報第三七九〇號ヲ以テ、「ウシアコフ」ノ計畫ハ適切ナルモノニ非ズ。而シテ英國側モ波斯側モ之ニ同意セザルベシト述ベタリ
尙「ケルマンシャ」駐劄代理領事「ドルゴボロフ」ハ一九一四年十一月十五日附電報第五八〇號ヲ以テ「ウシアコフ」ノ提案ハ輕率ナル考量ニ基クモノニシテ、全人ハ之ヲ實行スルノ万法ヲ有シ居ラズト報告シタリ

六、外務大臣サソノフ宛駐露英國大使館發覺書

(一九一四年十一月十五日)

最近露國公使館内ニ於テ波斯國總理大臣、外務大臣、「コロストヴエツ」公使並ニ「タウンレイ」英國公使相集ヒ協議會開催セラレタリ。而シテ右協議會ノ席上波斯國總理大臣ハ露國軍隊ハ「アゼルバイジャン」地方ニ駐屯シツツアルモノヲ除キ、全部北波斯地方ヨリ撤退相成殊致度トノ依頼ヲ爲シタリ。尙全總理ハ「アゼルバイジャン」地方ヨリ露國軍隊ガ撤兵スルコトハ今猶望マシキコトナレ共、既ニ其ノ時機ヲ逸シタルコトヲ認メ、今日迄ニ撤兵セラレザリシコトニ付遺憾ノ意ヲ表明セリ。

波斯總理大臣ノ指摘シタル處ニ依レバ、同敎國ト交戦中ノ國家ノ軍隊ガ波斯領土内ニ駐屯シツツアルコトハ敵國ヲシテ波斯ノ中立政策ヲ嘲笑攻撃セシムルノ動機ヲ齎ラスモノニシテ、若シ露國軍隊ガ「アゼルバイジャン」以外ノ波斯全領土内ヨリ撤退スルトセバ、右動機ハ排除

セラレ可ク、且波斯政府ノ窮狀ハ著シク緩和セラレベシトノコトナリ「タウンレイ」公使ハ右會談ニ歸スル報告書中ニ於テ左ノ如ク指摘シ來レリ。即チ土耳其古大使ハ最近波斯政府宛ニ通告ヲ發シ、若シ露軍ガ「アゼルバイジャン」以外ノ波斯領土内ニ引續キ駐屯スルトセバ、土耳其古側ハ波斯ノ中立ヲ承認シ得ザル旨述べタル趣ナリ。尙「コロストヴエツ」露國公使ハ目下露國側ガ撤兵依頼ニ應ズルトキハ露國勢力ノ弱化ノ兆候ト看做サレ、而シテ親土的分子ヲ抑止スルヨリハ寧ろ激勵スルノ結果ヲ招致スベシト述べタル趣ナリ。一方「タウンレイ」英國公使ノ見解ニ依レバ、「カズヴィン」及「レシユト」ニ於テハ戰爭終結スルニ至ル迄露國軍隊ヲ駐屯セシメ置ク必要アリト思料セラレルモ、「マザンデラン」及「メシエド」ニ於テハ其ノ必要ナカルベシトノコトナリ。而シテ「メシエド」ヨリ露軍ヲ撤兵セシムルコトガ一般輿論ニ依リテ土耳其古ノ壓迫ニ對スル讓歩ト解釋セラルルコトハ恐ラク無カル可ク、結局撤兵ハ波斯ニ於テ好印象ヲ齎ラ

スモノナルベシトノコトナリ
 「グレイ」英國外務大臣ハ「サゾノフ」露國外務大臣ガ波斯ノ輿論ヲ
 味方ニ引入レ置クコトノ重大ナルヲ充分認識シ居ラルモノト信ズ。
 而シテ露國政府ガ「メシエド」地方ヨリ自國軍隊ヲ撤兵シ以テ斯ル措
 置ガ波斯ノ輿論ニ如何ナル影響ヲ及ボスヤヲ實驗セラレンコトヲ希冀
 スル次第ナリ

七、外務大臣サゾノフ宛テヘラン駐劄公使コロストヴエツ發電報

(第六三一號 一九一四年十二月二十日)

波斯國總理大臣ハ昨日「タウンレイ」英國公使ニ對シ、一若シ土耳其
 側ガ露國ノ例ニ習ハズシテ「アゼルバイジャン」地方ヨリ自國軍隊ヲ

撤退セシメザル場合、乃至ハ此件ニ關シ否定的回答ヲ爲シ來ル場合ニ
 於テハ、波斯政府ハ土耳其ニ對シ直戰ヲ布告スル意向一ナル旨確言セ
 リ。而シテ波斯外務大臣モ「タウンレイ」英國公使ニ對シ右ト全一ノ
 聲明ヲ爲シタリ
 斯ル情勢下ニ於テハ露國側ノ撤兵ハ行動ノ自由ヲ束縛セラレ居ルモノ
 ニ非ズ。蓋シ情勢ノ如何ニヨリテハ戰略的考量ニ基キ何時如何ナル場
 合ニ於テモ「アゼルバイジャン」ニ兵ヲ戻シ得ルヲ以テナリ
 波斯ガ土耳其ニ對シ反對的態度ニ出デタルコトハ大ナル宣傳的意義ヲ
 有スルモノニ非ザルモ、回教界ニ深刻ナル精神的影響ヲ與フルニ至ル
 可ク而シテ露國ノ回教民族ニ對シテモ好影響ヲ及ボスモノナルベシ
 英佛兩國公使ハ露軍ノ撤兵ニ關スル報道ヲ「タブリス」ヨリ入手シ、
 本使ニ照會シ來リタルヲ以テ、本使ハ露國ガ戰略的原因ニ依リ撤兵ヲ
 行フコトアリ得ベキ旨ヲ「タウンレイ」英國公使ニ表明シ置キタリ。
 因ニ「タウンレイ」公使ハ露軍ノ撤兵ガ波斯ヲ露國ノ味方ニ引入レ、

且回教界ニ好影響ヲ與フル意味ニ於テ有利ナル措置ナリトノ見解ヲ持
シ居ルモノナリ。而シテ「タウソレイ」公使ハ此件ニ付既ニ倫敦宛ニ
報告シタルコト疑ヲ容レズ



昭和十六年 七月廿四日 印刷
昭和十六年 七月廿八日 發行

發行者 東京市神田區駿河臺二ノ一 東亞研究所內 伊藤 斌
兼印刷者 東京市神田區駿河臺二ノ一 東亞研究所
印刷所 東京市神田區駿河臺二ノ一 東亞研究所

發行所 東京市神田區駿河臺二ノ一 財団法人 東亞研究所

